

國學院大學學術情報リポジトリ

神社史再考：三嶋大社研究を端緒に

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2025-03-15 キーワード (Ja): 神社研究, 神社史, 三嶋大社, 祭神, 神話研究, 日本紀註釈, 延喜式神名帳 キーワード (En): 作成者: 吉永, 博彰 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002001466

神社史再考——三嶋大社研究を端緒に——

吉 永 博 彰

一、はじめに——本稿のねらいと試み

本稿は古代の伊豆三嶋神社以来、近代の官幣大社三島神社を経て現在の三嶋大社に至るまでの、同社の歴史的な展開の内、特に祭神の理解・認識をめぐる諸説の変遷をテーマに据え、神社史研究の視座より様相の講究を目的とする。これは、筆者が取り組んできた伊豆三嶋神社を対象とした歴史的研究の一環であると同時に、併せて当社の考察に留まらず、三嶋大社という具体的な事例の検証を端緒に、神社の歴史を対象とした学問的な営み・即ち今日の神社研究・神社史の形成に至る基層・前段を、時代ごとに、かつ分野・手法に基づき分析し、そこから研究の傾向や潮流、手法（方法論）等の整理・把握を改めて試みたものである。三嶋大社の基本情報は次の通り。^{①②}

【鎮座地】静岡県三島市大宮町 【旧社格ほか】官幣（名神）大社〈古代〉、伊豆国一宮〈中世〉、官幣大社〈近代〉

【祭神】〔本殿〕三嶋大神〔大山祇命・積羽八重事代主神〕〔相殿〕阿波神・伊古奈比咩神〔撰社〕若宮神社

現在の三嶋大社では、大山祇命と積羽八重事代主神を「三嶋大神」と総称して祭神とする。かつて官幣大社三嶋神社の祭神については、二神をして学問的な理解と奉斎の実践をめぐる相違があったが、現在は右の通り二神併祀の形で解決が図られている。加えて筆者の属性もあるため、本稿は近代の相論自体や二神の是非を考察対象とはせずに、相論に至る、前近代の三嶋大社研究の沿革・傾向の解明を目指したものである点を、予めお断りしておきたい。

ところで、本稿の基本的視座に関連して、現代の「神社研究」とは、祭神や沿革（歴史）、組織、祭祀や由緒・言説など、「神社」に関わる諸事項を専らの対象に、関係資料及び情報、言説等の整理や検討を以て考究・解明を企図する「研究」＝学術的な営みを指す。特段その歴史的展開を検証・表示する分野を「神社史」という。また今日では、神社も含めた神祇・神霊に対する信仰や祭祀儀礼、制度、取り分け思想や言説・現象など、現代に至る神道信仰の学究を目的とする諸学を総じて「神道学」、殊にその歴史的な変遷を取り扱う分野を「神道史学」と区分することもある。こうした神社史に関わる近代の研究概況は宮地直一氏の提示があり、さらに宮地氏以降、現在までの神社史の沿革・潮流については、近年の比企貴之氏による精緻な論説があるため、委細はそちらを参照されたい。⁽⁵⁾

二、三嶋大社に於ける祭神論争のあらまし

近代三嶋大社の祭神をめぐる相論の沿革は白井芳太郎氏の解説に詳しく、参照しつつ簡潔に整理しておこう。⁽⁶⁾

抑もの起りは、近世後期の国学者・平田篤胤（一七七六―一八四三）が著作『古史成文』三之卷（二一七）で「故^{カレ}其事代主神者。亦坐^{マタマス}三島^{ミシマノ}鴨^{カモ}社^{ノヤシロニ}。亦坐^{マタマス}伊豆三島^{イヅノミシマノヤシロニ}社^ニ。」と記し、事代主神が三嶋鴨社や伊豆三嶋社の祭神だと

説いたことに因る。^⑦成文の解説書『古史伝』二十五卷・第一三一段での右文の註釈の内、伊豆三嶋社の解説として『二十二社本縁』賀茂社条を挙げ、「葛木乃賀茂波鴨登書里、都波八重事代主乃神登云、伊豆國賀茂郡仁坐寸、三嶋乃神同體仁天坐登云利、云云とあり」また「此御社のことを云る籍ども、一として、大山祇神なりと云ざるはなき中に、此書にのみ、葛木鴨神と同體なりと云ること、最も珍しき説の正説にぞ有ける。」と著し、^⑧同本縁にのみ葛木鴨神こと事代主神を三嶋神と同體とする記述に、篤胤が唯一性・真实性を見出したことに、学説としては端を発している。

以降、師説を支持する篤胤没後の門人で、予て事代主神の正当性を説いていた萩原正平（一八三八―九二）が、葦山県の神社取調を命じられた影響により、明治五（一八七二）年の官幣大社列格に際して祭神が「積羽八重事代主大神」と上申・承認され、^⑩のち正平が同社少宮司となったことで確立した。以降、当社に由縁する各地の関係神社にも一部で祭神変更の動きがみられ、学術的な理解に留まらず、祭祀実践をめぐる問題へと発展したのである。また正平の子・正夫氏も父説を享けて、明治後期に『一時代の大山祇命ハ事代主ト異名同躰ナルノ考』を以て大山祇命説との整合性を図りつつ、伊予国三嶋社（大山祇神社）からの遷祀伝承にも反証を加えた。^⑪斯様な正平・正夫父子の論説は、一見すると典拠を明示した立論・考証にも見受けられるが、一方で大山祇神と事代主神を異名同體に扱う事例が六国史ほか近世以前の文献にみえず、また「事代主神」の表記が一例すら無い資料も『三嶋大明神』事代主神を前提に読み解くなど、些か牽強附会の感が否めない。そのため、学術的な批判を招くこととなった。

例えば、三島通良氏は正夫氏の著作の刊行後、篤胤が依拠した『二十二社本縁』の語句を検証して萩原父子の説に痛烈な批判を加え、祭神が大山祇神であることを改めて主張した。^⑬昭和期に入ると、同書の賀茂社条については三島安精氏が『二十一社記』考証の中で、同条の「山城ノ賀茂ハ天神ニテ坐ス」の語句の脱落を改めて指摘し、^⑭『古史伝』以来の祭神をめぐる一連の議論は、篤胤が用いた『群書類従』収録の杜撰本に起因した点に言及されている。

安精氏と前後し、正平の子・石井廣夫氏が父説に反し大山祇神正当の結論に至って以後、事代主神を説く論考はみえず、戦後の昭和二十七（一九五二）年に大山祇命と積羽八重事代主神の二柱を祭神として奉斎する形に改めて落着いている。一部神社に今なお影響を留めるが、概ね祭祀の実践でも落着をみた。以上、斯くも近代三嶋大社と関係神社に大きな影響を及ぼした篤胤の一文は、どの様な神社研究の潮流の中で誕生するに至ったのだろうか。篤胤の論説と正平による受容、相論の検証は別稿に譲り、本稿では近世後期の篤胤までの三嶋大社研究の軌跡を探ってみたい。

三、前近代における神社研究の起り

まず、前近代における神社研究の起りに関しては、前述の様に、近代の神道学者・宮地直一が端的に整理している。⁽¹⁶⁾ 本稿では宮地氏の論説を基盤として、適宜補足する形で概略を整理していこう。

古代から中世にかけて、祭神の由縁や靈験、神徳・利益などを説話・物語の形で述べた「縁起」とは内容に共通性もみられるが、後世の神社誌にもつながる一つの動向の表れとして、各社がそれぞれの実務的な記録・文書・伝承などを中心に祭神以下の由緒や歴史、慣習・仕来り、概要等をまとめたものに、いわゆる「社記」「社伝」や「宮記」の類がある。平安中期の成立とされる伊勢神宮の『太神宮諸雜事記』⁽¹⁷⁾や、成立が鎌倉時代にまで遡るといふ石清水八幡宮の「宮寺縁事抄」⁽¹⁸⁾、春日大社の「古社記」⁽¹⁹⁾や「春日社記」⁽²⁰⁾などが、代表的な事例に挙げられる。

加えて神宮では、祭神にまつわる歴史・言説・思想を軸にした顕著な教学活動も認められる。特に豊受大神宮（外宮）は、古代、皇大神宮（内宮）で奉斎される皇祖・天照大御神の御饌津神として招かれた豊受大神の宮と理解・認識されていたが、⁽²¹⁾ 鎌倉後期に外宮神職の度会（西河原）行忠が現れると、内宮に対する外宮の位置付けの向上を

動機として、豊受大神に係る独自の理論を構築・整備していく。こうした学問的な営み・流れは、続く南北朝前期に行忠の後任として登場した度会（村松）家行が大成した。右の外宮神職によつて唱えられた神道説（神道に係る言説・教説・思想等の称）を「伊勢神道」と呼ぶ。斯様な神宮神職の学問は、後世、神社研究にも影響を及ぼすことになる。

（１）中世における神社の研究

次いで、中世三嶋大社（三嶋社とも）に関する著述を手掛かりに、手法・対象や成果など、学問的な傾向・潮流の把握を試みたい。まず、神社の研究に区分されるものではないが、鎌倉中期に入ると、当社の祭神に係る言説が紀行文にみられる様になった。例えば、仁治三（一二四二）年の鎌倉下向の様子を記した紀行文『東関紀行』には、

伊豆の国府にいたりぬれば、三嶋の社の御注連うち拌み奉るに、松の風木暗く音づれて、庭の気色も神さびわたりける。此の社は伊予国三嶋の大明神をうつし奉ると聞くにも、能因入道、伊予守実綱が命によりて、歌よみて奉りけるに、炎旱の天より雨にはかに降りて、枯れたる稲葉もたちまちに緑にかへりける、現人神の御名残なれば、木綿だすきかけまくもかしこく覚ゆ

との一文がみえる。²² 著者は定かでないが、鎌倉下向の紀行文を記した点や言及された和歌・故事などがある点から、公家社会に関わる学識に富んだ文人と推定される。右の一節からは、著者が伝え聞いた当社の祭神にまつわる風聞、具体的には伊予国の三嶋大明神（大山祇神社、愛媛県今治市大三島町宮浦）を遷し祀った神（≡同体の神）とする文脈を見出せる。本書からは著者が言説を知った経緯は窺い知れない。既に人口に膾炙しており、態々言及する程ではなかったのか。いずれにしても、遠く伊豆国の三嶋社の祭神に係る言説の、都での広まりを看取できる。

同様に、公家・飛鳥井雅有の仮名日記『春の深山路』（鎌倉後期成立）でも、弘安三（一二八〇）年十一月の鎌倉下向時の記録として、当社と祭神に関わる次の記述が見て取れる。⁽²³⁾

国府に着きぬれば、まことに御手洗河の潔さ、神の御心も推し量られて、尊し。これは三島の明神にておはします。

伊予の三島よりはこの三島を本神と申し、これより伊予を本社と申すなるこそ、いとめでたけれ。仁徳天皇と東宮と位を互いに譲りおはししことも思ひ出でられて、今の世の人の、我々と争ひいふこそ恥づかしけれ。

雅有が伊豆国府に到った際、同地を象徴する尊い存在として言及したのは、まさに三嶋の明神であった。次いで、伊予の三嶋からはこの（＝伊豆の）三嶋を本神と申し、これ（伊豆）からは伊予（の三嶋社）を本社と申すことは、大変に結構なことであると、仁徳天皇と異母弟の菟道稚郎子皇子とが皇位を譲り合った説話を引き合いに出しながら、高く評した。こちらも出典は詳かでないが、伊豆の三嶋社と伊予の三嶋社とが互いを本神・本社として認識していたとする説話、即ち両社が緊密な関係にあるとする情報を、雅有が伝え聞いていたと知れる。

以上の様に、神社に係る学問的な営みでこそないが、三嶋神を大山祇神とする言説が、遅くとも鎌倉中期の紀行文に記されていた点は注目されよう。では、神社を対象とした考説は、いつ頃より確認できるのだろうか。

○『日本書紀』註釈と伊豆卜部氏の神社理解

外宮を核に伊勢神道が隆盛を迎えつつあった鎌倉後期頃には、『日本書紀』神代巻の註釈の内に、神社や祭神の由来に関わる考察、則ち根拠を明示して祭神と神社とを関連付けた学術的な叙述がみられる様になった。

抑も、六国史第一の書『日本書紀』（以降、日本紀や書紀とも）については、講書（書籍の講義）に当たる「日本紀講筵」が平安時代を通じて催され、訓読を中心とする講義内容や問答形式で解釈をまとめたテキストは、「日本書紀

「私記」として後世に伝わった。⁽²⁴⁾「私記」の研究成果を反映させつつ、神社の祭神に関する解釈も見受けられるのが、平野流卜部氏により鎌倉後期に成立をみた「日本紀」の註釈書『釈日本紀』（釈紀とも表記）である。全二十八巻より成る同書の構成は、「開題（解題・編者・年代・成立ほか書籍としての情報）」以下、「注音（発音に関する註）」「乱脱」「帝皇系図」「述義（義を述べる・語句の意味に係る説明・解釈）」「秘訓（訓読に係る秘説）」「和歌」の七項目に及ぶ。従前の「私記」に比べて、日本紀の総合的な研究註釈書に位置付けられよう。

本書の撰述は卜部兼方（懷賢）の手にかかり、解釈は主に問答形式で叙述される。これは、兼方の父・兼文が鎌倉後期の文永十一（一二七四）年六月から翌建治元（一二七五）年十月の間に、円明寺入道こと前関白で家祖に当た一条実経や子の摂政・家経、大宰権帥・源雅言に対して行った日本紀の講義を基に、講述や問答の内容を兼方が取りまとめて撰述したところによる。弘安九（一二八六）年以後、正安三（一三〇一）年以前の成立という。⁽²⁵⁾

語句の註記は「私記」をはじめ、六国史ほか典籍で言及のあるものは「く曰」として提示・引用し、別説や補足がある場合には、「師説」や「先師之説」「先師申云」として自家の伝承や秘説、先師たる兼文の解説を紹介した。あるいは「兼方案^レ之」として当人の見解も集成する形で著述している。論拠のために引用された史料の中には、散逸・喪失して現存しない典籍も含まれており、逸文を取めた点でも貴重な書籍といえる。

なお、兼文や兼方を輩出した卜部氏は、古代に卜占を以て神祇官（朝廷の神祇祭祀・同行政を司る役所）に奉仕した氏族のうち、伊豆国出身の卜部（占部）の後裔に当たるとする。そのため伊豆卜部氏と称され、中世以降は神祇官の大副・少副（ともに次官職の称）職を累代に亘り勤めるとともに、「日本紀の家」として、前述の様に『日本書紀』を柱とした古典研究を家学として発展させたことで知られる。父子ともに神祇権大副（従五位下相当）という神祇官の上級官職に任じられた貴族であった。なお、伊豆卜部氏には二流あり、兼文・兼方父子が属した系統・家筋は京都の

平野社（平野神社、京都市北区平野宮本町）預・社務（最上位の神職）を歴世輩出したことから、平野流卜部氏とも称される。もう一流に卜部吉田家があるが、同家については後述する。

ところで、同書の「述義」では、「日本紀」に記された神々の説明が、「神名帳曰」の形で、神社で奉斎される神祇と結び付けて記述されている。この「神名帳」とは「延喜式神名帳」のことで、殊に三一・三二座の神々の名を収めた『延喜式』巻第九・十「神名」を指す。このほか、「神祇令」および『先代旧事本紀』、『延喜式』巻第一・二「四時祭」や同巻第八「祝詞」、逸文を含む『風土記』等、様々な典拠が見受けられるが、中でも「神名帳」からの引用・提示の事例が群を抜いて多い。こうしたことから、神社を直接的かつ主題に扱う学術的な試みでこそないが、卜部氏による日本紀の講書と釈紀の撰述は、神社研究の濫觴の一つに位置付けられよう。

そうした釈紀に在って、本稿の主題たる伊豆の三嶋社については、頭註に「大山祇神三嶋事」と墨書された「大山祇神」条の叙述より窺える。同註釈は「欲從母於根國」条に次ぎ、かつ「火雷」の項目が続くため、神代卷〔第五段〕の伊弉諾尊による軼遇突智の斬殺神話に関する述義と考えられる。解釈・説明を次の様に記す。⁽²⁶⁾

・大山祇神

神名帳曰。伊豆國賀茂郡伊豆三嶋神社。

名神大月
次、新嘗

先代舊事本紀曰。物部金古連公、三嶋韓國連等祖

又曰。伊豆國造。神功皇后御代、物部連祖天薙杵命八世孫若建命定賜國造^一。

神名帳曰。攝津國嶋下郡三嶋鴨社。小。

神名帳曰。伊豫國越智郡大山積神社。

名神大。俗稱
三嶋明神。

伊豫國風土記曰。宇知郡。御嶋坐神御名、大山積神、一名和多志大神也。是神者、所顯難波高津宮御宇

天皇御世。此神自三_三百濟國一度來坐而津國御嶋坐。云。謂三_三御嶋一者、津國御嶋名也。

本項目の構成を整理すると、「神名帳目」の表現から、「延喜式神名帳」にみた大山祇神を奉斎する神社の同定・解説を主とした。本項では、次の三社を大山祇神の奉斎社に比定したと判る。

- ① 伊豆国賀茂郡の伊豆三嶋神社
- ② 摂津国嶋下郡の三嶋嶋社
- ③ 伊豫国越智郡の大山積神社

列記のうち、①伊豆三嶋神社に関しては「三嶋」の表記からか、『先代旧事本紀』の三嶋韓国連の記事を引く。次条の「伊豆國造」の一文は、古代の伊豆國造による大山祇神の奉斎に係る引用であり、若建命に始まる同國造は、往時の三嶋社神主・伊豆氏（現宮司・矢田部家の遠祖）の系譜上の祖先に当たる。⁽²⁷⁾「國造本紀」からの所引であろう。

対して六条目以降の『伊予國風土記』逸文は、②三嶋嶋社および③大山積神社の二社の解説として引かれた。特に孝徳朝の日本への大山積神の渡来・鎮座という来歴と、「御嶋」の称から、②三嶋嶋社と③大山祇神社とを緊密に結び付ける言説が、古代伊予国で伝承されていた可能性を想起させる。また吉田本『日本書紀』上巻の第二十紙（紙背）に右の逸文と同内容の兼方による裏書があり、⁽²⁸⁾『釈紀』「大山祇神」項の叙述の過程が知れる。

ところで、右の①伊豆三嶋神社について、「神名帳」には「大山祇神」とする記述こそないが、①と③の密接不可分な関係は既述した紀行文より窺え、兼文や兼方による当世の理解・認識を反映したとみても問題ないだろう。こうした①から③の各註記より、鎌倉後期には典拠に基づく考察として、大山祇神を祀る具体的で代表的な神社に、「神名帳」登載の伊豆三嶋神社と摂津の三嶋嶋神社、伊予の大山祇神社の三社を同定する試みのあったことが見て取れよう。

○北畠親房による二十二社ほか神社の叙述

続く南北朝時代の代表的な神社の解説・研究書の一つに、公家の北畠親房が著した『二十一社記』がある。⁽²⁹⁾親房は、

鎌倉後期に公卿（参議以上の在官者と三位以上の上位貴族の称）に列せられた人物で、南北朝の動乱期には後醍醐天皇・後村上天皇の側近として、南朝方の勢力拡大に尽力したことで知られる。一方で、『元元集』をはじめ、大覚寺統（南朝）の正統性を説いた歴史書『神皇正統記』や、官職の沿革等を記した『職原抄』の著者としても名高い。

そうした当代の碩学たる親房の『二十一社記』は、天皇や朝廷が厚く崇敬した、いわゆる「二十二社」⁽³⁰⁾および宮中の八神殿の由縁・沿革を述記したものである。奥書より、後村上天皇の御下問に対する回答であったと指摘される。⁽³¹⁾最初に目次として、八神殿を付け加えた二十三の社名を提示し、「諸社事」との標題の下、日本の神祭と神社の沿革を述べ、数ある神社の内から王城（平安宮）鎮守神たる「二十一社」⁽³²⁾が定め置かれ、奉幣（幣帛を奉献する意）の対象とされるに至った由来をまとめている。続けて、伊勢の神宮から貴布禰社に至る二十二の諸社と、八神殿の大概を記す。「伊勢」「石清水」の項目に次ぎ、「賀茂」項における賀茂社の解説は、

賀茂社、賀茂山城賀茂・葛木賀茂^{トナ}坐、各別神也、葛木賀茂、^{鴨ト}都波八重事代主神云、賀茂家陰陽道輩祖神奉^{モ書}齋也、是地神坐、山城賀茂天神坐、伊豆國賀茂郡座三嶋神・伊與國座三嶋神、同體坐云^{ニスル}ヘリ、天神申、何神^{ト云}事、所見不詳、^{ツマヒラカナ}今下上ノ二社、下ハ鴨御祖申、上賀茂別雷^{オヤト}號、^{鴨・賀茂昔八通賢}今ハ下上各別ニ用也鴨・賀茂各別也云^{トヘトモ}以二賀茂一爲^ス本、但下上云^{トコトハ}、御祖儀ヨルカ、（著者…後略）

右の様に記述された。内容に目を向けると、親房は「賀茂社」について、「賀茂」には（二十二社の一社である）
 Ⅰ山城賀茂（上賀茂…賀茂別雷神社、京都市北区上賀茂本山・下鴨…賀茂御祖神社、京都市左京区下鴨泉川町）と、
 （大和国の）Ⅱ葛木賀茂（鴨）（鴨都波神社、奈良県御所市宮前町）の、二社の事例があることを最初に提示する。さらに、両社が各々別神であると断りを入れた上で、まず、Ⅱの葛木賀茂に関しては、

（一）鴨とも表す葛木の賀茂の神名は、都波八重事代主神という

(ろ) 陰陽道の賀茂氏の祖神として奉斎する (は) 地神である

右の3点に言及した。一方の山城賀茂については、

(に) 天神である (ほ) 伊豆国賀茂郡の三嶋神と伊予国に鎮座する三嶋神が同体である

(へ) 天神とはいえども、どういった神であるのか、詳しく見解を述べることは叶わない

(と) 今(著述時)は下上の二社があり、下は鴨御祖(神社)といい、上は賀茂別雷(神社)と号する

といった点を示し、(と)以降に、賀茂・鴨の用字ほか、本項で肝心となるⅠ山城賀茂社の由緒・沿革を述べている。親房は二十二社の一社として賀茂社を整理・考案するに際して、「賀茂」という社名(神名)に着目し、主題たる山城国賀茂のみならず、陰陽師・賀茂氏の祖神として知名な大和国葛木賀茂も列記して解説した。この文脈こそ、篤胤が引いた「二十二社本縁」(『群書類従』巻第二十一収録)で脱落したと指摘される箇所である。

右の記述は本書の性質を表す一例であり、神社を主題に取り上げつつ、実務記録としての「社記」や神威・神徳の宣揚・宣布を図った「縁起」とはまた異なる位相で著わされた、各社の祭神や歴史・由緒沿革についての解説・研究書の嚆矢として注目されよう。なお、本稿に大きく関わる文脈、(ほ)にみえる三嶋社の祭神(大山祇神か)を山城賀茂神と団体とみた理由・根拠については、直前の「天神坐」の表現に係るものであろうか。

ここで謂う「地神」と「天神」との区分については、白山氏の指摘にもあるが、⁽³³⁾『令義解』「神祇令」第一条の註釈「謂。天神者。伊勢。山城ノ鴨。住吉。出雲國造歳神等は也。地祇者。大神。大倭。葛木鴨。出雲大汝神等類是也。常典者。此令所⁽³⁴⁾載。祭祀事條是也」に基づくものであろう。「山城ノ鴨」は天神、「葛木鴨」は地神に区分された。右の神祇令の註釈による天神地祇の別に従い、親房は『元元集』巻第二「天神化現篇」でも、伊弉諾尊による軻遇突智斬殺に係る、三段か五段にされた軻遇突智から神々が化現したとする、ないしは軻遇突智を三段に斬った剣より垂れた

血から各種の神々が為ったとする、『日本書紀』巻第一・神代上〔第五段〕の一書の記事を書載している。

また「舊事本紀曰」として、『先代旧事本紀』に載せられた軻遇突智を三段か五段、または八段に斬殺して各種の神々が化為した記事を引く。引用元の神代卷は、三段が〔第五段〕の一書第七、五段が同一書第八、垂れた血は同一書第六である。⁽³⁵⁾ 対して『先代旧事本紀』は巻第一「陰陽本紀」の記事である。⁽³⁶⁾

こうした神代卷の説話のうち、一書第七には、三段に斬殺された軻遇突智の一段より為ったのが雷神であり、また他の一段からは大山祇が、もう一段より高竈が為った、との叙述が見て取れる。⁽³⁷⁾ よって、火神斬殺神話を紐解けば、雷神と大山祇、高竈とは、みな軻遇突智から為った神と認識されていたことが判る。この様な神話理解に根差して、かつ上賀茂の祭神が「別雷」即ち「雷神」であることを踏まえれば、上賀茂（雷神）と三嶋神（大山祇）とは、斬られた軻遇突智より共に為ったという点で、「同體坐」^{ニスト}と表現した親房の認識も成立し得るのであった。

○室町期以降の神社史と吉田流卜部氏（卜部吉田家）

二十二社の考究は、鎌倉末期の吉田流卜部氏でも兼夏によって既に試みられていたとされる。⁽³⁸⁾ その後、南北朝・室町前期から織豊期にかけての同家で成立した重要な神社研究書に、『諸社根元記』（以降、根元記）が挙げられる。上中下三卷より成る同書は、二十二社および諸国の主要な神社の祭神・由緒・神位等を著述したもので、吉田文庫本の奥書より、今日流布する形に記されたのは天和二（一六八二）年十月のことであったと知れる。文中の「兼敦案^レ之」や「兼右御注」「兼右申」等の表記から、室町前期の兼敦（兼夏の曾孫）の考察成果を取り入れつつ、特に戦国期の兼右の代に同家相承の秘伝や口訣類を集成して形を整え、以降の何度かの加削を経て、右の様に近世中期頃までに成立したという。⁽³⁹⁾ 本稿の目的から委細には及ばないが、根元記の類本には『諸神記』や『諸神根元抄』⁽⁴⁰⁾ などがあり、また

歴世の神社研究とその集成には、『日次記』（当主の日記）等の累代の家記が利用された可能性も検証されている。^①

吉田家は、平野流卜部氏と相並ぶ伊豆卜部氏の一流である。神祇官の大副・少副職を平野流とともに歴代勤め、京都・吉田社（吉田神社・京都市左京区吉田神楽岡町）の預・社務を世襲した公家で、兼夏の孫・兼熙以降に称した家名の「吉田」は地名に由る。中世以降、古典解釈や神祇故実に通じた人物を輩出し、のち平野流の没落・途絶も相まって、近世にかけては神祇道家として大きな影響を及ぼすに至った。そうした同家の『諸社根元記』の内に、三嶋大社に係る記述も見受けられる。同書上巻にみた「三嶋社」の記事より、考察の様相を読み解いてみよう。^②

一、三嶋社 伊豆 攝津 伊豫 越後 駿河

延喜神祇式曰、伊豆國賀茂郡伊豆三嶋神社。

伊古奈比咩神社 物忌奈命神社 阿波神社

攝津國嶋下郡三嶋鳴社

伊豫國越智郡大山積神社

越後國三嶋郡三嶋神社

駿河國三嶋神社 式外

伊豫國風土記曰。宇知郡御嶋坐神御名大山積神、一名和多志大神也。是神者所_レ顯_二難波高津宮御宇天皇御世_一。此神自_二百濟國_一渡來坐而、津國御嶋坐_云。謂_二御嶋_一者、津國御嶋名也。式嶋賀茂社者、從_二百濟國_一來垂_三跡攝津國_一號_二三嶋國連_一。蓋以_二此義_一也。加以神功皇后_一定伊豆國造、仁德天皇顯_二伊與基趾_一、大山祇神也。

まず「三嶋社」の項目下に五つの鎮座国名を提示し、条文では「延喜神祇式曰」として、『延喜式』巻第九・十の「神名」、いわゆる「延喜式神名帳」にみた関連神社名（「延喜式神名帳」の登載神社を「式内」、非登載神社を「式外」

と称する。駿河国三嶋神社のみ「式外」と註記）を列記し、続けて「伊豫國風土記曰」として関連記事を引く。同記事は前掲の『釈日本紀』所引「伊豫國風土記」逸文（『吉田本『日本書紀』第二十紙（紙背）』と同文であった。平野流から吉田流へと古典研究の成果ならびに相承の古典籍の受容・継承が窺える重要な記述といえる。⁽⁴³⁾

こうした大山祇神を奉斎する神社を以て三嶋社とする理解は、吉田兼俱やその三子・清原宣賢が各々著した神代巻の註釈書『日本書紀神代巻抄』にも見出せる。兼俱は兼敦の弟・兼富の孫で、室町後期から戦国期にかけて、吉田神道を大成した人物として知られる。一方の宣賢は、公家の清原（船橋）家の養子となっていたが、兼俱の学問を継承・発展させた人物である。「神代巻抄」「日本書紀抄」とも称された同書では、軼遇突智斬殺による山津見神の生成に係る解説中で、大山祇神について言及された。⁽⁴⁴⁾例えば、兼俱が「一段、爲^{オホヤマツミ}大山祇神^{イハスミ}伊豆三嶋明神、攝州三嶋明神也」として、大山祇神が伊豆三嶋明神と摂州三嶋明神であることを説けば、宣賢は同書で大山祇神の解説として「大山祇神、疏云、今伊豆國三嶋神社是也、攝州嶋下郡三嶋鴨社・伊豫州越智郡大山積神等、同體異名也」と記述しており、吉田家の家学にまつわる見識として大山祇神に対する見解・認識が共有・踏襲されていたと判る。ここで宣賢が引いた「疏」とは、室町時代の公卿・一条兼良の著した日本紀の註釈書『日本書紀纂疏』を指す。⁽⁴⁶⁾

岡田莊司氏によれば、一条家には、鎌倉後期の実経と子の家経・実家に対する卜部兼文の日本書紀講筵をはじめ、兼俱の曾祖父・兼熙から兼良の父・経嗣（二条良基の三子）への秘説伝授など、日本紀に係る知識が蓄積されていたとされる。⁽⁴⁷⁾それを大成したのが兼良の『日本書紀纂疏』である。『纂疏』のうち、文章表現の一致から宣賢が参照したのが、「大山祇神、謂^フ山^マ神、今伊豆國三嶋神^{ナリ}社是也、攝州嶋下郡三嶋鴨社、伊豫州越智郡大山積神等、同體異名也」の文脈と推定され、兼良の大山祇神／三嶋神理解からも、伊豆卜部氏の家学を受けて成立した纂疏が、後世の卜部吉田家の家学・神社理解に作用していた様態を見て取れる。

同じく中世吉田家の神社研究に関連した文献に、『二十二社註式』や文明元（一四六九）年『二十二社次第』、文龜三（一五〇三）年『延喜式神名帳頭註』^{②①}等の兼俱の著述・考察がある。この外、いわゆる「一宮記」の類も知られ、成立は南北朝期の兼熙の頃といい、現存諸本には兼右（宣賢次子）の子・兼見や梵舜の各筆が伝わる。これらは二十二社や式内社、諸国一宮を対象に、社名や神名、鎮座地を列記し、祭神（由縁）に係る解釈等を付したもので、式内社かつ一宮とされた当社も、式内「伊豆三嶋神社」や伊豆国一宮「三嶋大明神」大山祇命として各書に載せられた。

右の文献の註記は、吉田家（卜部氏）の家学である「日本紀」以下の古典解釈や、同家に伝承した言説に根差す成果の大成といえる。この点、宮地氏が「神名帳頭註・二十二社註式・一宮記といふが如く、神社の歴史を究むる試みとなつて表はれ来つた。是等の三書は、何れ兼俱の手に成る。尤も、その内容より見れば、単なる記述・説明の範囲を出ないが、とにかくも、神社の各部門に亘つて、調査し研究する風が起り来り、それが近世神社研究の地盤となつた点に於ても、之を看過することが出来ないのである」と評した様に^{②②}、二十二社や延喜式内社、諸国一宮を対象とした、各社の由緒・歴史の総覧とその註記・解説という、吉田家による一連の学問は、中世に発展した専門的な神社研究や神社史の萌芽であり、その学問的な手法および実践の特徴・傾向が改めて看取できよう。

（２）近世以降の神社史研究

続く近世社会では、政治・経済を基軸とした社会的な安定を背景に、諸々の学問分野が発展をみせたことは言を俵たない。神道・神社に係る諸学も、近世以前は公家・文人や僧侶、神職、神祇官人など、限られた社会階層・知識階級を担い手とした。論拠とされた諸典籍・記録や著作もまた、伝播や入手は筆写（写本）に拠つたため、学問の普及には障壁であつた。中世までの状況に比して、右の階層や階級に属す人々は元より、市井にも数多の神道家や国学者

らが現れて、神道説や神社の考究・考証などに取り組んだ点は、近世の学問的な発展として大きな転機といえる。

これには出版文化の興隆も寄与した。都市では書肆が国史や古典籍ほか、各種の様々な文献・著作を出版・刊行する様になり、加えて江戸幕府が進めた交通基盤の整備は、物流・人流の活発化につながり、学問ネットワークの構築を支えた。研究環境の向上は研究人口の増加も促し、学問的な発展を一層期す結果となって表れたのである。

右の様な近世以降の学問状況を踏まえて、三嶋社を例に、近世的な神社研究の方法・傾向の概観を試みたい。

○近世前期の神社研究の潮流と特徴

・林羅山『本朝神社考』

近世前期の動きとして、徳川幕府の儒官を勤めた儒学者の林羅山（羅浮子道春）（一五八三―一六五七）の研究が挙げられる。羅山は「崇神排仏（神儒の関係を重視する一方で神仏混交を排除すること）」の立場から『本朝神社考』（一六三八―四五五年にかけて成立）を著し、その簡略版に『神社考詳節』（一六四五年刊）を撰述した。神社考は二十二社や式内社ほか、各地の有力大社など諸社の由緒に関して、祭神の考究を軸に解釈を加えたものである。論考の対象・手法は中世吉田家の神社研究書に同じくする。ただし、神仏関係に根差した言説・語句を用いず、歴史書や法律書、神道書等の文献を典拠とした点が特徴である。仏説の排除を打ち出した羅山の学問姿勢に見える神社研究の手法・視座は、徳川義直編『神祇宝典』ほか、後世の神道家や国学者ほか諸方の考説に影響を及ぼした。羅山は同書にて、

三嶋（世伝。聖武。天平五年。三島明神現。）

（内は割注

神代卷。伊弉諾尊。拔^テ劍^ツ斬^テ軻^ヲ遇突智。爲^ト三段。其一段是爲^レ大山祇神^{ツミノト}。鈔曰。伊豆國。賀茂郡。三島神社。

攝津國。島下郡。三嶋社。伊豫州。越智郡。大山積神社。此三所。共一神也。

又曰。事代主神。化爲八尋熊鰐ヒノノキ。通三嶋溝織姫ミヅオリ。《溝織。一作溝昨》

伊豆三嶋明神者。移伊與三嶋。以祭之。伊與守實綱。患旱祈之。令能因法師ヨシシテ。詠和歌。俄大雨禾不枯。

太宰大貳佐理。任罷自鎮西還。至伊豫國泊。風浪惡而不出舟。其夜夢三嶋明神告曰。請書三社額。翌日

佐理。書以懸之。風乃順。而發舟。佐理。本朝無雙之能書也。其額曰。日本總鎮守。三嶋大明神。

と著わす。まず「世」に伝わるとして、三嶋明神の出現を天平五（七三三）年とする説を提示し、神代卷の火神斬殺

による大山祇神の化為記事をはじめ、「鈔」より、伊豆国賀茂郡の三嶋神社と摂津国島下郡の三嶋社、伊予国越智郡の大山積神社の三所の神を一神とする説を紹介した。同じく神代卷の「三嶋溝織姫」の許に通った事代主神の記事にも触れ、三所の三嶋神を一神とする説を改めて考察して、伊豆の三嶋明神は伊予の三嶋へと移り、それを祀ったとする。

続けて『東関紀行』や『古今著聞集』（鎌倉中期編纂の説話集）に収められた、請雨のための能因法師による詠歌の説話や、『十訓抄』（鎌倉中期頃の教訓的な説話集）にみた藤原佐理による扁額揮毫の話など、関係説話を載せた。

これら羅山による三嶋神社（明神）研究の特徴を整理すると、

- ・ 三嶋明神は聖武朝の天平五（七三三）年に現れたとする世説があった。
- ・ 三嶋神とは大山祇神のことであり、神代卷によれば、三段に斬られた軻遇突智の一段から為った神という。
- ・ 三嶋神は、「鈔」によれば伊豆国賀茂郡・摂津国島下郡・伊予国越智郡の三所で祀る同一の神である。
- ・ 事代主神は八尋熊鰐と化して三嶋溝織姫の許に通った。
- ・ 伊豆の三嶋明神は伊予の三嶋にも移って祀られている。

右の様に示せよう。全体的な傾向として、中世以来の註釈・解説を総べた考究の様相を呈している。そのうち、伊豆・

摂津・伊予三州に亘る三嶋明神の深い関係を羅山に想起させた「鈔」とは何であろうか。文章表現より、概ね宣賢の『日本書紀神代卷抄』であったと推定できる。こうした羅山の『本朝神社考』における宣賢の『日本書紀抄』の利用については、既に野上潤一氏が具体的な記述を精緻に整理・検証されているため、委細はそちらを参照されたい。⁵⁴⁾

ここでは三嶋社理解を手掛かりに、改めて神社考にみた神社研究の特徴を鑑みれば、羅山もまた伊豆卜部氏以来の日本紀研究の成果を基盤に、三嶋神に大山祇神を比定し、神代巻より考察を試みたことが判る。末尾の「此三所。共一神也。」は、まさに日本紀抄の「同體異名也」を受けた表現であろう。こうした羅山の神社考究の手法は、仏説を排除しつつも神代巻ほか典拠に則した祭神の考察を軸としており、中世以来の「日本紀」註釈を深化・発展させた研究に位置付けられる。

なお、「事代主神」の記述は前後の文脈との関わりが判り難く、唐突な感も否めないが、これは摂津国島下郡に係るものと推定される。『書紀』によれば、三嶋溝櫛耳神の息女・三嶋溝織姫（玉櫛姫）の許に、八尋熊鰐に化した事代主神が通って生まれた児が媛蹈鞬五十鈴媛命（後の神武天皇の皇后）であり、『釈紀』巻第九の「述義五」には、溝織姫の父神「三嶋溝櫛耳神」条の註釈として、次の様に示される。⁵⁶⁾

神名帳曰。攝津國島下郡三嶋鳴神社。

溝咋神社。 銀敷。

神名帳では島下郡に十七座の神名が登載されるが、⁵⁷⁾ 釈紀は三嶋溝櫛耳神の関連事項として右の二社を抜き出した。神名を構成する「三嶋」と「溝咋」に基づく解釈であろうか。一条兼良の『纂疏』にも同条の説明として、

熊鰐者、其魚之形、似熊色黒也、神名帳曰、攝津國島下郡、三嶋鳴神社、溝咋神社、玉櫛姫者、溝織姫之一名也、五十鈴、或謂大己貴之子、或謂孫女、有二一説也、神日本磐余彦、則神武天皇也

とあり、『釈紀』『纂疏』とも、「神名帳」嶋下郡中の三嶋嶋神社と溝咋神社との二社の間に、特段の關係性を看取していたのである。羅山も先行諸説を反映してか、神婚譚を挿入したと想定できる。『神社考詳節』では、

日本紀、伊弉諾斬^チ軻遇突智^ヲ爲^{ナス}三段^{ミキヤト}。其一爲^ノ大山祇神^{ツナレ}。延喜式、伊豆國賀茂郡三嶋神社・攝津國島下郡三嶋嶋^{ノカモ}社・伊豫國越智郡^{オサチ}大山積神社^{マツミ}。此三社^{ノハ}、皆大山祇神^{ナリ}也。日本紀、事代主神^{マシロズノ}通^{カワフ}三嶋溝織姫^{ノミツヒメ}。

右記の形で神社考の内容を抄出しており、羅山は祭神・大山祇神の由来と同神をめぐる三社の関係、また摂津の三嶋に係る溝織姫と事代主神の通婚説話を、三嶋社の特徴と認識していたことが改めて窺える。

ところで、「世伝^ニ」とされた出現年については、年代記『重撰和漢皇統編年合運圖』に記述がある。同書は神社考成立に先立つ江戸初期、京都・要法寺（現、日蓮本宗・左京区法皇寺町）の僧侶・円智日性が、当時の今上皇帝（後陽成院）までを範囲として撰述したもので、慶長五（一六〇〇）年に古活字の初版が刊行に至る⁽³⁹⁾。同書には聖武朝の天平五年癸酉歳に三嶋明神が現れた記事および、光仁朝の宝龜十年己未歳に「三嶋^ノ明神與州^{ヨリ}遷^リ豆州^ニ」、すなわち三嶋明神が與州こと伊豫国から伊豆国へ遷ったとの記事が掲載された⁽⁴⁰⁾。羅山も世説として引いた天平五年の出現説は、遅くとも近世初期には、年代記に採録されるほどに文人や知識階層へ伝わっていたと推察されよう。

同書はのち、京都の数学家・吉田光由の編集により、正親町院から今上皇帝（中御門天皇）の正保二（一六四五）年までの年代記を加え、三卷三冊の形で書題に「指掌」を冠して同年九月に刊行され（通称は和漢合運）、一定の普及をみた⁽⁴¹⁾。和漢合運と神社考では、三嶋明神の出現年が共通する一方で、創祀の場合は異なる見解が採られている。

○羅山以降の諸家による神社研究

・徳川義直『神祇宝典』

近世前期の林羅山による著述が、以降の神社を対象とした学究に大きく影響を及ぼした点は既に示したが、その代表の一人が、羅山の門人たる尾張藩主・徳川義直（一六〇〇～一五〇）であろう。義直の編纂・著述した正保三（二六四六）年『神祇宝典』は、式内社約八七〇社・式外社六八社の研究書である。序文で義直は、古代には秩序だった祭祀が行われていたが、後世の神仏関係の深化の中で文献が不足して神名を^{もとも}徴難くなり、名の喪失が神の徳業も失わせ、神霊の存在の否定につながっていることに對して年久しく常に憤っている、との立場を明らかにした。

この点こそ、神儒一致・排仏という本書の視座の根底にあるものであり、式内社や著名神社などを対象に、古代に一つの規範を求めるといふ、尚古的な学問姿勢・編纂動機の背景になった。即ち、尾張藩祖・義直にみた近世前期の神社の歴史的研究は、まさに祭神研究そのものであったともいえる。三嶋神社研究もそうした例に漏れない。義直は『神祇宝典』において、「伊豆三島神社」は「大山祇神也」と表記した上で、纂疏による同体異名の文脈や国史にみた神階奉授の記事を示し、続けて大山祇神の解説として、神代卷や『先代旧事本紀』中の化成記事を引用・集⁽⁶²⁾成した。

・白井宋因『神社啓蒙』

義直同様に仏説を排し、神儒一致に則して著わされた神社の考究・啓蒙書に、凡そ同時期に活動した浪華（なには）・現在の大阪市北部）の医師で、神社研究家でもあったという白井宋因（生没年不詳）の『神社啓蒙』（一六六七年序）がある。⁽⁶³⁾本書は仏説を排して神祇・神社についての啓蒙を目的に、二十二社や式内社・式外社ほか諸社の由緒・歴史、関連語句等に解説を加えたものである。首卷には「凡例」や「或問（解答すべき主題を問いの形で提示したもの）」などに続けて「書引目録」の形で、『日本書紀』『延喜式』以下、典拠として引用した書籍の目録を載せた点は、仏書を含まない国史や国法等の典拠の明示という、宋因の研究手法・姿勢の特徴の一つといえる。

宗因は『神社啓蒙』の中で、三嶋神社（在伊豆國賀茂郡）については「一宮記曰、大山祇命也。改曆雜事曰、崇峻帝御宇庚戌歲出現。總鎮守號、羅山辨^レ之。故今不^レ載^レ焉」と著わす。⁶⁴「一宮記曰」「羅山辨^レ之」との表記からは、従前の神社研究の影響を受けていたことが窺える。大山祇命を祭神として、伊豆の三嶋神社と伊予の大山祇神社を同一とする説を背景としたものか、出現年については羅山が紹介した様な聖武朝の天平五年ではなく、崇峻天皇二年とする『改曆雜事記』の説を紹介した。その上で、（大山祇神社の扁額記事にみた）総鎮守と号したことは羅山が弁じているとして、関連記事を載せない旨を示し、「類聚國史曰」との形で従三位奉授の記事を引用するに留めている。

・今井有順ほか『神道集成』

水戸藩二代藩主・徳川光圀の命により、彰考館（修史局）の今井有順（一六四六～八三）らが編纂した神道書。領内の神社復興のために寛文年間に編纂が始められ、同十（一六七〇）年に脱稿した。その後も有順門人の津田信貞（二六四一～一七二三）や丸山可澄（二六五七～一七三二）の労により増補・校正が続けられ、元禄十四（一七〇一）年に十二巻が清書、さらに享保十五（一七三〇）年には増訂版の十七巻が成立したという。⁶⁶卜部吉田家・同神道関係の文献・資料を数多く収載する。十二巻の内、巻第六～第十を「神社部」に充て、宮中神以下、式内社や式外社など全国各地の著名神社を列記して、国史ほか関係資料に拠った註釈を付した。

当社については巻第七「東海道神」の内で述べ、祭神たる大山祇神の解説を中心に、神社考にみえる火神斬殺説話や「三所共一神」の表記ほか、崇峻帝の御宇（御世）の「庚戌年、出現。一説、聖武帝之御宇天平五年、現座。^{改曆雜事記}」として、『改曆雜事記』にみた崇峻朝での出現記事と異説としての聖武朝の天平五年説を併せて載せ、最後に

『日本三代実録』中の従三位奉授記事を紹介する。概ね神社考に通じた形と知れるが、伊予三嶋の大山祇神に係る

伝承は卷第十の同社条に、事代主神による三嶋溝織姫の許への通婚説話は卷第六の溝咋神社条にそれぞれ収め、祭神を以て一同に連関・記述しなかった点は、神社考と異なる特徴といえる。

水戸藩では『神道集成』以降、のちに神道書『神祇提要』が編纂されるなど、神社・神道に関わる見識や研究成果が培われた。さらに彰考館での『大日本史』編纂に際しての「神祇志」編纂を起源に、神社に係る関係事項の列記と史的変遷を中心とする学問の名称として、「神祇史」に先鞭の付けられたことが、宮地氏により指摘されている⁽⁶⁸⁾。

・坂内直頼『本朝諸社一覽』

同じく近世前期の貞享二（一六八五）年八月には、山城国の坂内直頼（生没年不詳）が『本朝諸社一覽』全八巻を完成させ、伊勢の神宮はじめ、山城国以下諸国の神社の解説を記した⁽⁶⁹⁾。執筆に当たり、典籍ほか羅山の「神社考」の記載も参照されており、宗因と同じく、近世以降に進展した羅山による神社研究の成果・影響を受けていたことが見て取れる。本書で示された考察成果は、直頼が後の元禄十五（一七〇二）年に釈白慧の名で序を著した、正徳元（一七二一）年刊行『山州名跡志』（山州・山城国に関する地誌）を撰述する際の基層の一端ともなった。直頼も『本朝諸社一覽』にて、概ね宗因と羅山の説に則る形で、祭神を大山祇命とする「一宮記」や、崇峻朝の「庚戌年出現」という『改暦雜事記』の記事を引いた上、「神社考」の「抄云」以降の全文を引用掲載している⁽⁷⁰⁾。

・黒川道祐『雍州府志』

また『神社啓蒙』や『本朝諸社一覽』の成立と時代的に重なる貞享三（一六八六）年、直頼の『山州名跡志』に先行して、羅山に師事した医師の黒川道祐（一六二三～九一）によって、『雍州府志』全十巻が著されている。同書は本朝

にとつての雍州（古代中国の隋唐で京兆の属した州）に当たる城州（山城国）を対象に、総合的かつ体系立てて編纂された地誌であり、巻二・巻三をそれぞれ「神社門」の上下と題して、山城国内の神社に関する解説を収めている。『雍州府志』や『山州名跡志』からは、項目別の体系的な近世前期の地誌編纂と、羅山以来の一覧的・総合的な神社の研究との間に、密接な関係性が見出せる。なお、道祐の『雍州府志』は、山城国内の神社を対象とするため、当社に関する直接的な言及こそないが、宇治郡の三島明神（三嶋神社、京都市東山区上馬町）について、

○三島明神 在滑谷^①神代卷曰伊弉諾尊拔劍斬軻遇突智^②爲三段一段是爲大山祇神^③則三島明神是也 聖

武天皇天平五年伊豆國賀茂郡三島明神出現爾後攝津國下郡伊豫國越智郡勸請之^④此處未^⑤知何年祭^⑥之

と記し、神代卷にみた三嶋明神こと大山祇神の生成と、伊豆国における天平五年の出現説に触れる。さらに摂津や伊予への勧請譚にも言及しており、祭神の解説としては概ね神社考にみえる羅山の理解を踏襲していたことが判る。

斯くの如く、叙述表現に若干の差異こそあるものの、宗因・直頼・道祐ともに羅山の神社研究の成果・影響を多少に拘わらず受ける形で、考察を進めていたことが見て取れよう。なお、宗因や『神道集成』、直頼が鎮座に関わる典拠として引用した『改暦雜事記』とは、天神七代に始まり、戦国時代の後奈良院の御代・弘治二（一五五六）年に至るまでの出来事を概括した年代記のことであり、各地の神社の創建記事等も散見される資料である。

・橘三喜『諸国一宮巡詣記』

肥前国平戸藩出身の神道家・橘三喜（一六三五～一七〇三）は、延宝三（一六七五）年七月から元禄十（一六九七）年の二十三年の歳月をかけて諸国一宮を巡拝し、その記録として『諸国一宮巡詣記』を著わした^⑦。また、巡拝を始めた翌年・延宝四年六月には、平戸藩による壱岐国の式内社二十四座の調査を担っている。同国式内社の査定には一部で

検討の余地も指摘されるが、一宮の巡詣記に載せられた神社境内図や社誌（祭神や由緒などの各社の概要・情報）は、三喜の参詣・調査を通じて収集されたものであり、同時期の「一宮」各社の状況を総じて窺い知り得る。

「一宮巡詣記抜粹」では、最後に巡詣した一宮として伊豆国賀茂（君澤）郡の三嶋社の名がみえる。三喜は元禄十年九月十二日に三島に到ると、神主の許へと立ち寄り、その後に伊豆一宮三嶋大明神を参詣したという。延宝三年に「生国（しょうこく）、三喜の生まれた国・肥前国」の（一宮）川上神社を参詣してから、六十八州（の参詣）を仕え廻り、「天下第一の山神の御社にて成就する事、感心不_レ斜、難_レ有覺ゆ」として、三嶋社を以て無事に諸国一宮の巡詣が成就したことを感心・感謝している。

ただし、「此宮炎上して假屋なれば、重ねて繪圖を書へし」とあって、当社は社殿が焼損により仮屋のため、境内図は追って（再建後に）描くものとした旨を記す。ここからは、祭神が大山祇命とされていたこと以外、特段の記述こそ認められないが、寛文度造営の社殿が遅くとも元禄十年の段階では焼損を被っていたことが見て取れる。

以上の様に、近世前期の伊豆国外における三嶋神社研究の動向としては、中世の卜部吉田家による日本紀研究や神社研究の成果を享受・発展させる形で、儒者や大名、医師や文人ら諸家が祭神・大山祇神に係る論説の整理・公刊を図っていた。当社を例にみた、近世前中期における神社に関する学問は、林羅山以降、神代卷や『延喜式』ほか古典講究に根差した祭神研究を主たる潮流に、地誌や巡拝記でも扱われたのが、往時の状況であったといえる。

○近世的な神社研究・考証の展開―江戸中期から後期にかけて

武士階級や文人、市井の動きに対して、いわゆる「後期伊勢神道」が展開した神宮周辺でも、神職による神社を対象とした学問的営みが確認できる。近世前期の外宮権禰宜・度会（出口）延佳（一六一五―九〇）は、万治三

(二六六〇) 年九月、『皇太神宮儀式帳』など神宮関係の文献も用いて、伊勢国内の紀州藩領における神宮末社の研究書『勢州御領内末社考』を著す。⁽⁷⁵⁾ 同時期の神宮では摂末社の多くが頽廃し、古儀の復興が希求される状況にあった。⁽⁷⁶⁾ この外、『延喜式』巻九・十の版本に延佳のほか数人が傍註を書き入れて、註釈を試みている(『延喜式傍注』⁽⁷⁷⁾)。

さらに、延佳の次子で外宮権禰宜の延経(一六五七～一七二四)は、神宮関連の諸社に留まらず、延佳らの傍註を一層発展させる形で『神名帳考証』を叙述するに至った。本書は「神名帳」に登載された宮中以下、全国各地の神社(式内社)を対象に、延経が考証を加えたものである。同人の没後、その草稿は外宮内人の桑原弘雄・弘世父子による整理・考訂を経て、享保十八(一七三三)年に完成をみたという。⁽⁷⁸⁾ 延経門人の尾張藩士・天野信景(二六六一～六三〇一七三三)による宝永五(二七〇八)年『尾張国神名帳集説』や、近世後期の国学者・伴信友(一七七三～一八四六)が著した文化十(一八一三)年成稿『神名帳考證(神名帳考、神名帳考證土代とも)』等にその影響を見出すことができ、延経の式内社考証は、その後の「神社考証」の濫觴に位置付けられる。信友による神社考証については、伊豆国学との関係から後述する。なお、厩尾俊哉氏によれば、中世以降、近世・近代にかけて著わされた『延喜式』巻九・十の註釈や考証は、実に一二点以上に及ぶとの指摘がある。⁽⁷⁹⁾ この点からも、神社研究の主たる方法・潮流であったことが判るだろう。

ところで、寛文三(一六六三)年の水戸藩(徳川光圀)や、同六(一六六六)年の岡山藩(池田光政)・会津藩(保科正之)による神社・寺院改革や整理政策では、由緒ある神社仏閣が調査・保護され、不行跡や淫祠の神社の整理(統合・破却)事業の断行されたことが知られる。殊に水戸藩主・光圀が神社復興のために神社や神道の研究を併せて進めさせた点は、先記の通りである。寺社改革に至らずとも、藩命による三喜の壱岐調査の様に、幕府や諸藩の統治・宗教政策の一環で、領内の神社仏閣を把握し、尚古・顕彰や統制を目的に、台帳として社記の類が整えられた。

あるいは諏訪大社の元禄十年『諏方上官社例記』⁽⁸⁰⁾や熱田神宮の同十二（一六九九）年『熱田宮旧記』⁽⁸¹⁾等の様に、各種の書上（上申する文書のこと）が作成・提出されて、後世の個別神社誌の先駆となっていく。

一方で近世後期から末期にかけては、「名所図会」と呼ばれる、各地の名所を対象とした「図会」（挿絵を収めた解説・図解）が編纂・刊行され、神社に関係した解説・図版も数多く収載された。名所図会の代表的な著者として広く知られるのが、京都の読み本作者・秋里籬島（生没年不詳）である。籬島は現地取材や文献等の考察を以て、安永九（一七八〇）年『都名所図会』全六巻十一冊を皮切りに、以降近世後期にかけて、畿内や伊勢参宮、東海道、木曾路（東山道・中山道）に至るまで相次いで著述・刊行する。のち江戸や尾張、叡島や金毘羅参詣等にもつながる名所図会流行の基盤となった。こうした地誌・名所図会の著述・刊行も、近世神社研究の重要な一角を成していたといえる。

（3）近世中期の三嶋大社研究の諸相

では翻って、本書で対象とする三嶋大社をめぐる学問的な展開は、こういった様相であったのか。これまでに整理した神社研究や神社史の沿革・潮流を参照しながら、時代を追って確認してみよう。

○伊勢神道家・中西直方による『三嶋大社記』の著述

江戸後期の当社の祭儀次第書『三嶋宮御神事式』や、明治四年に当時の葦山県宛に提出した取調書上の控である『三嶋大社取調記』を除けば、管見の限り、近世を通じて三嶋大社の社記・社誌や書上等は確認できず、流布された縁起の類も見受けられないため、社内での由緒沿革に係る認識は窺い知れない。ただし、神社に関わる諸学が発展した近世社会に在って、当社でも社記に係る学問的な動きのあったことを示す一例が、次の『三嶋大社記』の成立である。⁽⁸²⁾

伊豆國賀茂郡三嶋神社

神二座

傳曰、聖武天皇天平癸酉年、三嶋明神出現、

光仁天皇寶龜十己未年、三嶋明神、自三與州一遷三豆州一、云、

大山祇神一座

釋日本紀曰、伊豆國賀茂郡三嶋神社者、大山祇神也、

神代口訣曰、雷神、山城國乙訓郡火雷神社、同賀茂別雷神也、大山祇神、伊豫國越智郡大山積神社、伊豆國賀

茂郡三嶋神社、云、

神代卷一書曰、伊弉諾尊、斬二軻遇突智一爲、其一段是爲二雷神一、一段是爲二高竈一、口訣曰、又名、後威雄志神也、

山祇神、云、度會直方私曰、是三段山積神、伊豫國越智郡鴨大山積神社、攝津國三嶋鴨神社、伊豆國賀茂郡

三嶋神社者、奉レ齊二祀於三國一三嶋也、

三嶋溝咋姫一座

釋日本紀曰、神名帳、所謂攝津國鴨神社、溝咋姫神、云云、

※三嶋溝咋姫・事代主神の系圖および大山祇神の系圖を中略した。また次の文中の（中略）も本稿著者による

凡大山祇神者、一名異躰之神多也、混合而擾勿レ解焉、神代卷一書曰（中略）、古事記曰、或又舊事記曰（中略）、
 釋日本紀曰、坐三淡海之比叡山一、又坐三葛野郡松尾一、而號二鳴鏑之神一是也、又速秋津彥神之子大山津見神、
 是神者、内宮攝社朝熊神社六坐之内一神也、如レ此大山祇神者、同名異躰、神理微妙之神、而本朝八賀茂神、
 又三國三嶋大山祇神也、

高倉散人復圭齊正六位上丹波掾度會神主直方謹考

皆元祿拾丑曆閏二月十一日

(○中略)

三嶋大明神神主

松平式部大夫

與授之

本書は実務記録の集成ではなく、当社の祭神考証を専らとした神社史に関わる論説である。奥書より江戸中期の元禄十年閏二月、「高倉散人復圭齊正六位上丹波掾度會神主」を称した中西直方（一六三四―一七〇九）の謹考による叙述を、三嶋大明神神主「松平式部大夫」こと矢田部盛富に授与したものと判る。

直方は外宮神職で、先記の出口延佳に師事し、多くの著作を残した人物であった。『三島大社記』の授与から二年後の同十二年三月には『三島大社祭禮式』を著し、同じく盛富に授与している。位署から、直方は大内人を称していたと知れる。ただし、同時期の直方は内外両宮の祓銘論（師壇争議）における証拠偽証の責を問われて神領を追放され、放浪を経て、元禄四年以降は没するまで田丸領佐田村（三重県度会郡玉城町佐田）に仮居したという⁽⁸³⁾。仮居中の直方と盛富との交流関係は詳らかでないが、近世中期の三嶋社神主の動きとして、他社での社記編纂と時期を同じくして、伊勢神道の系統に属する外宮神職を頼んで、祭神や祭祀・神事に関する考証を企図したことが推定できる。

本書の構成に目を向けると、冒頭で祭神の由緒・概略を記す。「神二座」との形で当社の由来譚として、三嶋明神の出現を聖武朝の天平五（七三三）年とし、また光仁天皇の宝龜十（七七九）年に伊予国より伊豆国へと遷座したと記す。ここでの「傳」が何を指すのか判じ得ないが、先述の『和漢合運』と内容は一致しており、同書かそれに類する

年代記を参照したとも推察される。次いで「神二座」について、大山祇神および三嶋溝咋姫に関わる考察と神系図を示し、最後に改めて大山祇神に言及して論を結んだ。

まず一座目の大山祇神であるが、日本紀の註釈書の関連条文を以て、

・伊豆国賀茂郡三嶋神社（の祭神）は大山祇神である（『釈紀』）

・雷神には山城国乙訓郡の火雷神社と同賀茂別雷神があり、また大山祇神には伊予国越智郡大山積神社と伊豆国賀茂郡三嶋神社がある（『神代口訣』）

と示す。その上で、神代巻の一書にみた、軻遇突智斬殺と雷神・靈神・大山祇神の化成した記事に注目し、『釈紀』の高麗を山神とする記事から、「度會直方私曰」として大山祇神については、伊予国越智郡鴨・大山積神社と摂津国三嶋鴨神社、伊豆国賀茂郡三嶋神社という、三か国で奉祀する三嶋（の神）である、との自身の見解を述べた。

さらに、もう一座の神として摂津国鴨神社の「三嶋溝咋姫神」を提示し、『釈紀』所引の神名帳を典拠に挙げる。神名帳・摂津国嶋下郡条には三嶋鴨神社と溝咋神社が記載され、『釈紀』でも両社に関連性を見出していたが、直方はさらに論を進め、当社と鴨神社、溝咋姫との間に結び付きがあると推論した。ただし、近世三嶋大社に関わる資料の内、溝咋姫の奉斎を示す記述は他に確認できず、直方の考証に限った、実態に則すものではない表記とも考えられる。前述の通り、溝咋姫神の夫神は八尋熊鰐と化した事代主神であり、羅山も通婚説話を端的に紹介こそしたが、直方は私説として、溝咋姫神を軸に、『三嶋神』と『賀茂』、『摂津国鴨神社』および『事代主神』との間に、二層のつながり・連関を見出した。この点と関係してか、予州の大山祇神社についても他資料にみえない「越智郡鴨・大山積神社」と表記し、「鴨」の字を取えて社名に冠した点に、そうした態度・志向が顕著に認められる。

なお、羅山が「此三所。共一神也」や「此三社、皆大山祇神也」と記して、三所の三嶋社・大山祇神としての

共通性・一様さを説いたのと同じく、直方も社記の最後で、大山祇神は「一名異躰之神多也（同一の名で個体の異なる神が多い）」と述べ、「神代卷」以下古典籍中の諸々の山祇（山津見）の事例（二部に大山咋神の事蹟を含む）を列挙し、大山祇神とは詰まるところ名を同じくする別の神、即ち「神理微妙之神（はたらきの複雑な神の意か）」であり、本朝の「八賀茂」また「三國三嶋」は「大山祇神」である、との形で論を結ぶ。

以上が、中西直方による社記の概要である。羅山の神社理解と直方の論考を比較すると、両者は三嶋神が大山祇神であるとの通念の下、古典研究を基盤とした考察・叙述という点で軌を一にする。さらに、社記の主筋も概ね『神社考詳節』で提示された認識と同様であった。ただし、羅山は飽くまで「三嶋」「大山祇神」という語句を手掛かりに、伊豆・伊予・摂津三国の三嶋社を考える中で、摂津と三島との関係から事代主神の通婚説話を紹介したのに対し、直方は大山祇神と並び、事代主神を夫神とする三嶋溝咋姫を三嶋大社の祭神の一座として提示するに及んだのである。

斯様な直方の考説を整理すれば、従前の諸家の理解・見識とは概ね趣を同じくするが、神代卷にみた祭神考証を主とするあまり、神社の実態にそぐわない祭神を提示し、さらに後世、本書を萩原正夫が事代主神説の論拠の一つに引き、同説の布石ともされた点で、⁽⁸⁴⁾『三嶋大社記』は三嶋大社研究の転機の一つに位置付けられよう。

○『伊豆志』の成立

京都や山州に係る地誌編纂から若干遅れるが、享保十二（一七二七）年、伊豆国の地誌として記されたのが、伊東祐綱著『伊豆志』である。⁽⁸⁵⁾祐綱は跋記より、「入道道順」を称した田方郡の住人と知れるが、子細は未詳。

先ず序文相当の卷之一では、神祇を含めた当国の沿革や武士などの人物紹介、農業・漁業等の物産を詳述し、さらに吉田斎場所の参拝体験を基に「伊豆は漸三郡の小國といへども九十二神と吉田の廻廊に記すること明白なり仍て當國

は神守神國如是國は天地ひらけてより以來最仔細ある國なり」と表現している。神祇道に関わる教養にも明らかった人物像が看取される。続く巻之二では、「三島」以下「三島曆」や「三島大明神々記 和論語」「拜三島大明神 東海紀行」などの関連項目を叙述した。本稿に関わりの深い「三島大明神」項では次の様に記す。⁽⁸⁶⁾ (ママ) は筆者による。

○改曆雜事記云崇峻天皇の御宇庚戌年伊豆國越智郡三島大明神出現す人皇四十九代寬仁天皇寶龜十已未自伊與此處へ鎮座四乃大山祇尊也。^(ママ)

先行する白井宋因や坂内直頼と同じく、『改曆雜事記』所載、崇峻天皇二年の伊豆(予の誤記か)国越智郡における三嶋大明神の出現記事を引く。続けて、光仁天皇の宝龜十(七七九)年、伊予国より当所(三島)へと大山祇命が鎮座したとの説を紹介した。前条に続く表記のため、『改曆雜事記』からの引用とも考えられるが、同文脈を宗因や直頼は引いておらず、別系統の写本に拠ったものか。前掲の『和漢合運』には同様の記事がみえ、あるいは典拠に混同が生じた可能性も想起させる。伊豆国内で編述された地誌にみた三嶋大社研究としては、近世中期に遡る初例であるが、本書は昭和十年まで刊行に至らず、また祐綱の学術的な交流関係も不詳で、後世にいう「伊豆志」は凡そ後掲の『豆州志稿』を指しているため、研究成果の影響は限定的と想定される。

(4) 近世後期にかけての三嶋大社研究の発展

三嶋大社の沿革に関する考究は前述の通り、成果の普及こそ限定的ではあるが、近世中期に社記・地誌の分野で学術的な試みが認められる。以降、同時代の神社研究の事例に漏れず、三嶋大社の考究も近世後期から末期にかけて、一層の発展をみせた。その学問分野・系譜は、大別して二流あった。一流は、近世中期の儒学者で、地理学者でもあった並河五一(一六六八―一七三八年)の学流によるもので、また一方は、本居宣長の門人であり伊豆国学の祖と

称えられる竹村茂雄（一七六九―一八四五）の流れを汲む学統の考証である。両流の特徴と成果を整理したい。

○近世後期の地誌編纂と三嶋大社研究

まず、並河五一の学流であるが、誠所の号でも知られる五一は伊藤仁斎に師事し、掛川藩や川越藩の藩儒を勤めた儒学者である。一方で吉川惟足に入門して神道を学び、宝永四（一七〇七）年八月には「并河永」の名で中臣祓の註釈書『中臣祓傍観』を著し、正徳六（一七一六）年に刊行をみた。その後、矢田部盛富（号休翁）の招きに応じ、三島宿の北に漢学私塾・仰止館を開いたのが享保十一（一七二六）年五月、以降、地誌学者として畿内地誌（後の『五畿内志』）の編纂事業に従事する傍ら、仰止館で門人教育に努めて同地で没したという。⁽⁸⁷⁾五一を三島に誘った休翁は、前述した、中西直方から社記や祭礼式を授与された神主・盛富である。同人によって、三嶋大社と周縁の学問環境が近世中期以降に大きく整えられ、近世三嶋大社研究の進展につながったことが見て取れる。

この五一の仰止館で学んだ門人に、近世中後期の伊豆を代表する学識者の秋山章（一七二三―一八〇八）がいる。富南の号で知られる章は、三島宿の南・安久村（現、三島市安久）の出身で、五一の影響もあり、寛政二（一七九〇）年に『伊豆勝覧』を著す。⁽⁸⁸⁾同書は、伊豆国内の名勝地に関わる和歌を示し、関係資料を明示して考察したもので、富南の学問的な手法が窺える。四年後の同六（一七九四）年、幕府から地誌編纂の許可を得て、いよいよ伊豆国内を巡り、文献考証と現地調査の成果を併せて編述したのが、寛政十二（一八〇〇）年『豆州志稿』である。

同書は全十三卷より成り、豆州の地理・地形や里程・分界、村落、物産、社寺や墳墓、人物伝ほかに関わる地誌である。卷之八上下・卷之九上下は「神祠部」と題して神社を対象に、先ず式内社に係る考察を示し、次いで君澤郡の「三島神社」以下、個別の神祠（神社）の概略を列記した。続く卷之十・十一「佛刹部」に寺院を収めた。本書は近世

後期に大成された伊豆国の総合的な地誌であり、同時期の神社を対象とした学問の潮流・傾向も窺える。完成後、江戸幕府に献上された一方で、近世には刊行に至らなかったが、「伊豆志」等の表題で写本によって流布された。

三嶋大社については「三嶋神社」の項目で、

○雍州府志^ニ曰天平五年伊豆國賀茂郡三嶋大明神現出^ス爾後攝津國島下郡伊豫國越智郡^ニ勸^ニ請^ス之^ニ改曆雜事記^ニ曰
崇峻天皇庚戌ノ年伊豫國三嶋大明神出現、光仁天皇寶龜十年自^ニ豫州^一遷^{スト}三座豆州^ニ神社考^ニ曰世^傳フ天平五年
三嶋明神出現^{スト}真本曾我物語^ニ曰朱鳥元年始^{ルト}顯^ニ伊豆國鎮守^ト又一ノ宮舊記ヲ考ルニ孝安天皇二十一年遷座ト皆
定説ナシ

として、創建をめぐる近世以降の神社研究書や年代記、真名本『曾我物語』や「一宮旧記」の説を提示し、「皆定説ナシ」と評した。次に祭神については『纂疏』をわざわざ引き、三嶋明神は大山祇命であると示した上で、配祀の神に触れ、伊古奈比賣^{マヤ}の他は名義不詳であるが、「近世五山祇トスルハ蓋誤謬也」と著した。続けて国史収載の神階等の記事や、社殿・諸堂ほか境内建築物・施設を列記し、神服・古佩刀や古写本・古器物といった神宝類、神主家の古文書群の記述が続く。さらに神主矢田部氏以下、祭主や在庁奉幣使などの神社内組織に言及した。そして、紀行文や軍記物といった書物より窺える当社の歴史や伝承を取り上げ、最後に十三の境内社を紹介している。

そうした豆州志稿の編纂と時期を同じくする寛政九年には、秋里籬島著『東海道名所図会』六卷六冊も刊行を見た。同書は京都から江戸に至るまでの東海道の街道沿いを中心に、社寺などの名所旧跡や景勝地等の、歴史や由来・伝承、風俗・産業、交通等を解説し、関連の図版を収めたものである。特に駿河国から伊豆国を経て相模国に至る区間を収めた同書卷之五には、伊豆の三嶋（駅）の「伊豆三嶋神社」の解説が所載される。冒頭で「祭神大山祇命^{マヤ}」が明示され、註釈として「神秘社説云」や「和漢合運云」の形で天平五年鎮座説が紹介された。続けて、末社以下の

境内施設や祭祀、由緒等の概要が記され、境内の俯瞰図や「正月六日三嶋祭」図を載せている。

以上の様に、寛政年間には伊豆国内外で地誌の分野から三嶋大社の沿革や概要の整理が図られ、現在も伊豆研究の基礎資料に位置付けられる、『東海道名所図会』および『豆州志稿（伊豆志）』が成立をみた。近世三嶋大社研究は、現地調査と文献考証を手法とした全国的な地誌編纂と軌を一にする形で、大きく進展したことが判るのである。

○伊豆国学における神社の考究

地誌に根差した神社の調査・考察に対し、国学者として伊豆国内の式内社考証を進めたのが、同地の国学者・竹村茂雄であった。茂雄は本居宣長の門人で、宣長の著作『直毘霊』の刊行に功があり、その解説書『道守之標』を文政十二（一八二九）年に叙述するなど、伊豆国における国学運動（いわゆる伊豆国学）の開祖に位置付けられる⁹¹。茂雄による神社研究書として、『駿府内外寺社記抄』と『伊豆国式社考』の二点について触れておく。

『駿府内外寺社記抄』は書名の如く、駿府を軸に駿河国内外の十三の寺社の概況を記す。本書での「寺」は古寺名刹の類ではなく、寺院や修験寺院持ちの明神社や宮、権現社を指す。国外の寺社として、豆州の三嶋社と相州の箱根権現社を収める。三嶋社について茂雄は、祭神名「三嶋大明神」や朱印高、各社殿、神主・矢田部長門以下社家数等の概況を示した。「初穂銀子一包持参」の表現から、本記述は社参に併せた現地調査を経たものと推察される。

一方で、文献考証に基づく神社研究書に『伊豆国式社考』がある。茂雄は同書で、伊豆国内九十二座の式内社を対象に、「志」（『豆州志稿』⁹²）や『伊豆国神階帳』、棟札などを引用して若干の註釈を試みた⁹³。地誌の一環でなく、伊豆国内の式内社を専らとした論説では端緒といえる。ただし、列記した神名（神社）の総てには言及しておらず、筆頭の「伊豆三嶋神社名神大月次新嘗」にも註記・解説はない。また、仏説排除を志向したか、伊豆地域で普及した三嶋大明神に

よる島々の創世神話ともいふべき『三嶋大明神縁起（『三宅記』『嶋々御縁起』とも）』を参照せずに考証し、現在は島嶼部に求める賀茂郡内の神名を半島部の神社に比定した点も、同人の神社研究の特徴といえる。この茂雄の孫・茂枝（一八一〇～一六四）に師事したのが件の萩原正平であり、のち明治十五年『伊豆国式社考略』を著することになる。また茂雄の式内社研究は、茂枝の子で幕末から明治期の国学者・茂正（一八三六～一九七）が発展させ、『豆州式社考案』を記したが⁹⁵、対象が田方郡内の式内社に留まり、賀茂郡三嶋神社たる近世三嶋大社への言及はみられない。

なお、茂雄と同世代で本居宣長没後の門人である伴信友は、篤胤の『古史伝』著述に僅かに先行して、文化十年に『神名帳考證土代』全六十九巻を成稿させた。そのうち三巻上には伊豆三島神社の解説も記す⁹⁶。先ず国史にみた事蹟や神階を列記し、続けて『扶桑見聞私記』（伝大江広元著）より三嶋社と源頼朝・北条氏等に関わる記事を引く。さらに、『和名抄（和名類聚抄）』の「三島」ほか、「志云」（豆州志稿）として祭神の由緒来歴を示す。また「信友云」の形で鎮座地たる「賀茂郡」についての見解を述べ、さらに「考」（本朝神社考）より関係説話を引いて紹介した。

このうち『扶桑見聞私記』巻六三から、三嶋社神事参会による時政の伊豆国下向記事を引用し、続く「此神ノ事、神書ニ奉^レ號^シ久伊豆明神、一名溝喰姫ト云云、女體ノ神ト云ヘリ」との文脈も載せるが、別段の言及はみられない。右記の様な、『神名帳考』の伊豆三嶋神社の考説にみた信友の神社研究は、「延喜式神名帳」の註釈を柱とし、解釈としては国史ほか歴史書から関連条文を引用し、近世神社研究の標に当たる『本朝神社考』や、完成から十年余りの地誌『豆州志稿』を参照するなど、近世以降に発展した研究分野・手法の成果も組み込むものであったことが判る。信友については宮地氏も「神社概説」の内、「神社私考を初め多くの神祇に関する労作を残し、その引証の該博にして精緻なることは驚くべきものがあるのみならず、その研究方法は、今尚ほ採つて以つて範とすべき点の多々あることを否む訳には行かない」と評しており、信友の考証は、まさしく近世的神社研究の集大成ともいえるだろう⁹⁷。

四、むすびに

本稿は、古代から近世にかけての伊豆の三嶋大社をめぐる学問的な営み、中でも祭神理解を具体的な事例として、様相の講究を試みた。さらには、同社に関わる学術的な行為の把握を通じて、神社研究・神社史の展開に係る手法や傾向、特徴などの検証を改めて企図したものである。紙幅に限りもあり、加えて三嶋大社を取り扱う事例を対象としたため、触れ得なかった研究事蹟は多々あるが、神社に係る学問的展開の一流は示せたものと考えられる。これまでの考察内容を簡潔に整理・叙述し、本稿の結びとしたい。

まず、三嶋大社に係る考察については、中世の『日本書紀』神代巻の解釈中に見出すことが出来る。それは、神話の神理解のために、当該の神を祀る神社の同定および、その神に関わる説話や言説を集成したものであった。神話理解が主題であり、神祇の述義・解釈のため、神社の祭神という祭祀の実践を参照とした形である。その後、二十二社や延喜式内社、諸国一宮といった霊験あらたかで高名な神社の考察も試みられる様になるが、その実態は飽くまで祭神理解を軸としたもので、神代巻中の神祇の註釈と方向性を大きく違える類のものではなかった、ともいえる。

伊豆の三嶋神・三嶋大社の場合、祭神と理解・認識されていた大山祇神の解説の内、当該の神の奉斎社の一社に当社が同定されたところに考察が始まり、そうした文脈の中で、祭神・大山祇神の検証を通じて、伊予や摂津の三嶋社との連関や祭神の同一視、火神斬殺神話に基づく賀茂神との同体説などが提唱されるに至ったのである。この点、神話の神理解の限りに在って、神話の神と神社やその祭神を結び付た考察は、有用な方法であったと判る。

ところで、中世に展開された平野流卜部氏の神代巻註釈から吉田流の著名社の解説まで、神社研究の技法として通貫していたのが、「延喜式神名帳」こと『延喜式』巻九・巻十の利用である。神話の神の同定から搭載神社の註釈に

至る、伊豆卜部氏によって確立された、いわゆる「神名帳」に基づく研究手法は、以降の神社研究の中核に位置付けられ、長らく学究の潮流となった。

一方で、近世前期の林羅山の『本朝神社考』以降、著名神社の一覧的な考究の中で、各社の個別具体的な由緒沿革を対象に、鎮座や神階奉授などの来歴、説話等を、国史ほか関係資料から集成する形で近世的な神社研究が形成されていく。また、関連項目の調査・考察という点では、地誌もまた重要な一角を成す。資料の蒐集・精査および掲載に際しての取捨選択、現地調査など、近世的な神社に係る学問の手法は、その後の神社研究・神社史にも継承された。

ところが、右の様に個別神社の由緒沿革が研究の主題になると、従前の古典解釈に基づき構築された論説が、時として祭祀の実態に則さない場合もあった。本稿での最たる例が『三島大社記』にみた祭神観である。即ち、神代巻という古典解釈における神理解の段階で、あるいは神社の祭神の持つ汎用で標準化された性質を求めるという点では、神話の神と神社・祭神とを結びつける考証は、方法論として有用だったと思われるが、対して古典の神に個別神社の祭神の起源や由来を求めるということは、神話中で創祀・鎮座に言及された場合を除けば、実態に則した考究には、却って支障を来しかねないのである。三嶋大社の祭神としての溝咋姫神の提示は、その象徴的な事例といえよう。

詰まるところ神社研究や神社史の内、別個に成立した神社に対し、祭神を以て同一的に連関させて理解する、やかもすれば、立地・景観や神格・はたらき等の各社の成立事情・背景を考慮せず、祭神名に拠って点と点とを結ぶが如き考察は、由緒沿革の検証を目的とする際の手法としては、不穏当といっても過言ではないだろう。

なお、本稿冒頭でも触れた、萩原正夫が大山祇命を事代主神の異名同体とした説は、牽強附会の感がある一方で、多所多様な大山祇神に同一性を見出すという三嶋神理解・三嶋社研究の様相を踏まえれば、従前の傾向を享けたものであったとも考えられる。この点を含め、平田篤胤以降の祭神をめぐる諸問題については、また稿を改めて論じたい。

註

(1) 三嶋大社の神号・社号は、古代の三嶋神・三嶋大社や伊豆三嶋神社をはじめ、中世以降の三嶋社や三嶋明神、三嶋宮、近代の三島神社など、時代性を反映して多様である。本稿では便宜上、通史的に「三嶋大社」の称を用いた。

(2) 『三嶋大社〈略史〉』（三嶋大社、二〇〇一年）三〇一八、六二頁ほか。

(3) 筆者は、大山祇命を奉じる旧郷社・三嶋神社（群馬県邑楽郡明和町梅原）および旧村社・三島神社（同町千津井）の神職を拝命しており、大山祇神の奉斎神社に関わりがある点は否定し得ない。

(4) 宮地直一「神道史序説」（『遺稿集第三卷 神道史序説』宮地直一先生遺著刊行会、理想社、一九五七年）一〇五頁。

近代に於ける「神社史」と「神道史」の学問的体系や区分については、宮地氏の論説に詳しい。明治十五年以降、神社と神道（教派）は区別されたが、宮地氏はキリスト教史との比較から、神社の史的研究は「神社史」、思想史を「神道史」とした。さらに、名称としては近世の水戸における学問「神祇志（神祇史）」に起源を持ち、近代以降は主に神社史を意味しつつも広く思想方面をも取り入れ、神道史の全貌の捕捉を強めた用語例である「神祇史」にも言及されているため、各々参照されたい。

(5) 比企貴之「中世神社史研究史稿」（『國學院雜誌』第一二二卷第一一号、二〇二一年）二二五―二五〇頁。

(6) 白山芳太郎「二十一社記」解題（『神道大系 論説編十八 北畠親房（上）』平田俊春・白山芳太郎校注、神道大系編纂会、一九九一年）四四―七二頁。

(7) 『古史成文』卷之三（『新修平田篤胤全集』第一卷、平田篤胤全集刊行会編、名著出版、一九七七年）六六八頁。

- (8) 『古史伝』二十五卷(『前修平田篤胤全集古史傳』第一卷)二五八、二六五・二六六頁。
- (9) 萩原正平『三島大神御伝略記』(『三島・箱根・伊豆山』)九七〜一二〇頁。
- (10) 明治四年「三島大社取調書」(『神道大系 神社編二十一 三島・箱根・伊豆山』西牟田崇生校注、神道大系編纂会、一九九〇年)一四三〜一六五頁。
- (11) 萩原正夫『一時代の大山祇命ハ事代主ト異名同躰ナルノ考』『事代主神事蹟考 附伊豆国府考』(一九一二年刊行)『三島・箱根・伊豆山』一六七〜二五一頁。「同躰ナルノ考」の著者は三嶋大社の祭神考証に精通しており、かつ少宮司正平の上申書の文面等を引用し、また「我力伊豆圀」といった表現から、同社・当地の関係者であったことが推察される。西牟田氏は本書解題で著者に正平を想定するが、本書を紐解くと、人称は正平をして「萩原正平翁」や(篤胤と共に)「両大人」とあるのに対し、正夫は「萩原正夫」とある点、また正平没後の栗田寛の考察(「三島神社ノ祭神考僻案」『天八洲雜誌』九二号、一八九二年、一〜七頁)や正夫の「三島神社祭神の事に就て」(同雜誌九四号、同年、九〜一二頁)を引く点から、少なくとも正平を著者とするのは誤謬であり、本稿では前述の要件より、正夫を以て著者と推定した。
- (12) 三島通良「二十二社本縁に就て(其一)」(『國學院雜誌』第二十三卷第十二号、一九一七年)九八二〜九九五頁および「同(其二)」(同誌第二十四卷第一号、一九一八年)三七〜四八頁。
- (13) 三島通良「伊豆三島神社の祭神に就て」(『神社協會雜誌』第一六年第一一號、神社協會事務所、一九一七年)一〜八頁。
- (14) 三島安精『校註二十一社記』(明世堂書店、一九四三年)二七、一〇五〜一三二頁。
- (15) 石井廣夫「三島鴨神社考(本邦三島三社考証)」(『伊豆国一ノ宮三島大社』『神祇古正伝』第一卷(建設社、一九三三年)

五〇七、三七七～四二二頁。

- (16) 宮地直一「神社概説」(『遺稿集第三卷』 神道史序説「第四篇」二二五～二二七頁。神社研究の概要が端的に提示される。
- (17) 「太神宮諸雜事記」解題『神道大系 神宮編一 皇太神宮儀式帳 止由氣宮儀式帳 太神宮諸雜事記』胡麻鶴醇之、西島一郎校注、神道大系編纂会、一九七九年) 一八～二二頁。
- (18) 「宮寺縁事抄」解題(『神道大系 神社編七 石清水』村田正志校注、神道大系編纂会、一九八八年) 二九～六五頁。
- (19) 「古社記」解題(『神道大系 神社編十三 春日』長島福太郎校注、神道大系編纂会、一九八五年) 一三～一六頁。
- (20) 「春日社記」解題(『群書解題 第六卷 神祇部』続群書類従完成会、一九八二年) 二四三～二四六頁。
- (21) 「止由氣宮儀式帳」(『神道大系 神宮編一 皇太神宮儀式帳 止由氣宮儀式帳 太神宮諸雜事記』一九三頁。同書「一等由氣大神宮院事。今稱「度會宮」在「度會郡沼木郷山田原村」。」からは、外宮の創建として、大長谷天皇(雄略天皇)の御夢に天照坐皇大神が誨覚し、丹波国比治の真奈井に坐していた等由氣大神を、天照坐皇大神の御饌津神として御許で奉斎する様になった、との由縁が窺える。
- (22) 『東関紀行』(『新編』日本古典文学全集48 中世日記紀行集) 長崎健、外村奈都子、岩佐美代子、稲田利徳、伊藤敬校注・訳、小学館、一九九四年) 一三三・一三四頁。
- (23) 『春の深山路』(『新編』日本古典文学全集48 中世日記紀行集) 三八二・三八三頁。
- (24) 『日本書紀私記』(『増補』国史大系 第八卷 日本書紀私記 釋日本紀 日本逸史) 黑板勝美編輯、吉川弘文館、一九九九年、一～二〇五頁)、眞壁俊信「日本書紀注釈書」項(『神道史大辞典』吉川弘文館、二〇〇四年) 七七七～七八二頁。古代の『日本書紀』講義の覚書に当たる「私記」の著作・撰述は都合八点に及んだとされる。ただし、伝存のいずれも、神代巻中の語句や神名の説明として、神社で祀る神々との結び付きを図った動きは見出せない。

- (25) 『釈日本紀』 解題 (『神道大系 古典註釈編五 釈日本紀』 小野田光雄校注、神道大系編纂会、一九八六年) 一五―八三頁、『国宝吉田本日本書紀』 京都国立博物館所蔵 (『神代卷上・神代卷下とも』、京都国立博物館編、勉誠出版、二〇一四年)。弘安九年春以降という成立年代の上限は、『釈日本紀』 撰述に当たり参照された吉田本『日本書紀』の下巻奥書から、卜部兼方が重ねて裏書に加筆したのが判るところに拠る。兼方自筆に係る本書は元々、平野流卜部氏が所蔵していたが、加筆された奥書から遅くとも永徳元年十二月以前には、吉田流の家勢伸張や平野流の経済的困窮を背景に、吉田兼熙の所蔵となり、以来戦後間もない時期まで同家に伝世していた点が指摘される。羽田聡「吉田本日本書紀 書誌解題」(『国宝吉田本日本書紀』 神代卷下) 一六七―一八四頁。
- (26) 『釈日本紀』 一三八頁。
- (27) 中世の伊豆氏、のち矢田部氏の系譜の称は「伊豆国造伊豆宿禰系譜」(『三嶋大社矢田部家文書』のうち) であり、若建命の後裔で、伊豆国造家に連なる伊豆宿禰を称する家筋であった。
- (28) 『国宝吉田本日本書紀』 神代卷下、一四九頁。
- (29) 『二十一社記』 (『北畠親房上』) 三一五―三三九頁。
- (30) いわゆる「二十二社」は、朝廷から奉幣を受けた神社の格(位置付け)・制度および列格した二十二の神社を示す称である。貴船社を追記する形で、「二十一社」と表すこともあった。現行名称で示すと、伊勢の神宮をはじめ、石清水八幡宮、上賀茂・下鴨(賀茂別雷神神社・賀茂御祖神社)、松尾大社、平野神社、伏見稻荷大社、春日大社(以上を上七社という)、大原野神社、大神神社、石上神宮、大和神社、廣瀬大社、龍田大社、住吉大社(以上を中七社という)、日吉大社、梅宮大社、吉田神社、広田神社、八坂神社、北野天満宮、丹生川上(丹生川上神社上社、丹生川上神社〈中社〉、丹生川上神社下社)、貴船神社(以上を下八社という)の二十二の神社を指す。

- (31) 小島鉦作「二十一社記の研究―其の本質と神皇正統記及び職原鈔との關係の考察」(『史學雜誌』第四七編第三號、史學會、富山房、一九三六年) 三〇三―三四〇頁、白山芳太郎「二十一社記」解題(『北畠親房(上)』四四―七二頁)。
- (32) 解題での指摘通り、貴布禰条の冒頭に「貴布禰社、賀茂攝社也、祈雨・止雨時、丹生トク同奉幣セラル、仍當社ヲ加二十二社トセ號也」とあり、貴布禰社は賀茂社の摂社であるが、奉幣を受けるため「二十二社」とも号するとして、親房が書名を「二十一」とした背景が判る。『二十一社記』(『神道大系 論説編十八 北畠親房(上)』三二九頁参照)。
- (33) 白山芳太郎「二十一社記」解題(『北畠親房(上)』四四―七二頁)。
- (34) 「令義解」神祇令(『増補新訂国史大系 第二十二卷 律令集解』黑板勝美、吉川弘文館、二〇〇〇年) 七七頁。
- (35) 『元集』卷第二「天神化現篇」(『北畠親房(上)』五八―六〇頁)。
- (36) 『先代旧事本紀』卷第一「陰陽本紀」(『神道大系 古典編八 先代旧事本紀』鎌田純一校注、神道大系編纂会、一九八〇年) 一八・一九頁。
- (37) 『日本書紀』卷第一「神代上(第五段)」一書第六―第八(『新編日本古典文学全集 日本書紀①』小島憲之、直木孝次郎、西宮一民、藏中進、毛利正守校注・訳、小学館、一九九四年) 四二―五四頁。
- (38) 新井大祐「中世吉田家における二十二社研究について」(『明治聖徳記念学会紀要』(復刊第六一号)、明治聖徳記念学会、二〇二四年) 四九―七七頁。
- (39) 「諸社根元記」解題(『神道大系 神社編二 總記(中)』谷省吾・伴五十嗣郎校注、神道大系編纂会、一九八八年) 一二―二二頁を参照。
- (40) 島居清「諸神根源抄・諸神記・諸社根元記に就いて―其一、諸神記と諸社根元記―」(『天理大学図書館報 ビブリア』第三〇号、一九六五年) 二五―三五頁、同「諸神根源抄・諸神記・諸社根元記に就いて―其二、諸神記と諸神根源抄―」

(同第三一号、一九六五年) 五二～六一頁。

(41) 新井大祐「吉田家の諸社研究における家記利用について―『諸神根源抄』と『吉田家日次記』の関わりを中心に―」(『明治聖徳記念学会紀要』(復刊第四九号)、明治聖徳記念学会、二〇一二年) 一八六～二〇五頁。

(42) 「諸社根元記」(『神社編二 總記(中)』) 三六頁。

(43) 前掲註(25) 羽田聡「吉田本 日本書紀」の伝存由来を参照。

(44) 『兼俱本 日本書紀神代卷抄』および『宣賢本 日本書紀神代卷抄』(『吉田叢書』第五編、岡田莊司解題校訂、吉田神社、一九八四年) 一四七・一四八、二二一、三四二頁。

(45) 『宣賢本 日本書紀神代卷抄』(『吉田叢書』第五編) 三四二頁。

(46) 『日本書紀纂疏』(『神道大系 古典註釈編三 日本書紀註釈(中)』真壁俊信校注、神道大系編纂会、一九八五年)。

(47) 岡田莊司氏は、兼良による『日本書紀纂疏』の成立が、兼俱の日本書紀研究に与えた影響の大きかった点を指摘し、同書にみた註釈の集大成には、吉田流卜部氏と一条家との交流の中で一条家側に伝えられた、秘説を含んだ卜部氏の家学が影響を与えた点に言及されている(岡田莊司「日本書紀神代卷抄 解題」『吉田叢書』第五編、九～三〇頁)、同「卜部氏の典籍研究とその伝来」(『中世神道と神社の信仰体系』第三章、吉川弘文館、二〇二四年) 一八八～二〇三頁。

(48) 『日本書紀纂疏』上第三(『日本書紀註釈(中)』) 二二五頁。

(49) 「165 二十二社註式 解説」「166 二十二社次第 解説」(『國學院大學図書館收藏神道書籍解説目録』第一輯、國學院大學図書館調査室、一九八四年) 六三頁。

(50) 『延喜式神名帳頭註』(塙保己一編『群書類従 第二輯 神祇部』続群書類従完成会、一九五九年) 二四七～二六四頁。

(51) 大塚統子「一宮記」解題（『統神道大系 神社編 総記（一）』大塚統子校注、神道大系編纂会、二〇〇三年、五（五七頁）参照。伝存のいわゆる「一宮記」には、兼見筆「六十余州明神之事」や梵舜筆の同名本、内容が兼熙の頃まで遡るともいう卜部宿禰「諸国一宮神名帳」や梵舜筆の同名本ほか、諸本やその写本があるとする。

(52) 宮地「吉田神道綱要」（『遺稿集第六卷 神道史 下巻（一）』宮地直一先生遺著刊行会、理想社、一九六三年）三七三頁。

(53) 『本朝神社考』中之三（『神道大系 論説編二十 藤原惺窩・林羅山』石田一良・高橋美由紀校注、神道大系編纂会、一九八八年）一三八―一三九頁。

(54) 野上潤一「清原宣賢『日本書紀抄』享受について―宣賢の学問史的位置づけと中世後期・近世初期学問史の一隅をめぐって―」（『古代中世文学論考』第三〇集、古代中世文学論考刊行会、二〇一四年）一九五―二七七頁、同「林羅山『本朝神社考』と清原宣賢『日本書紀抄』利用に関する基礎的検討―羅山の学問と近世初期神道学史の一隅をめぐって―」（『説話文学研究』第三二集、古代中世文学論考刊行会、二〇一五年）二〇五―二六〇頁。

(55) 『日本書紀』巻第一「第八段」一書第六、同巻第三「神武天皇即位前紀」庚申年秋八月癸丑朔戊辰条（『新日本古典文学全集 日本書紀①』）一〇四・一〇五、二二二・二二三頁。

(56) 『釈日本紀』二二七・二二八頁。

(57) 『延喜式』巻第九「神名上」五四四頁。

(58) 『日本書紀纂疏』上第五（『日本書紀註釈中』）二七七頁。

(59) 「和漢皇統編年合運図」（『国書総目録』第八巻、岩波書店、一九七二年）二二二頁。著者の円智については湯谷祐三「要法寺円智日性による『倭漢皇統編年合運図』と『太平記鈔』の刊行」（『名古屋外国語大学外国語学部紀要』第四〇号、名古屋外国語大学、二〇一一年、三六四―三四六頁）を参照した。

- (60) 「重撰和漢皇統編年合運圖」(『重撰和漢皇統編年合運圖 上下』(京都大学附属図書館蔵) 所収) は【京都大学貴重書データベース】<https://mdakulib.kyoto-u.ac.jp/item/rb00011136?page=110> なしは 112 (503/ワ/1貴/一〇・一二二コマ目) にて確認(閲覧日:二〇二四年十一月十六日)。
- (61) 体裁が若干改められたほか、年代欄に元禄七年より何年前か、また正親町天皇から中御門天皇までの年代記が加筆されたが、神武天皇から後陽成天皇までの事項は、概ね円智が撰述したままである。「指掌倭漢皇統編年合運図」(内閣文庫蔵) は【国立公文書館デジタルアーカイブ】<https://www.digitalarchives.go.jp/file/1212837.html> (141-0045) 参照(閲覧日:二〇二四年十一月十六日)。
- (62) 『神祇宝典』(『神道大系 神社編 総記(一)』大塚統子校注、神道大系編纂会、二〇〇三年、五〇五七頁) 参照。
- (63) 「神社啓蒙」解題(『神社編二 総記(中)』二二〇三頁を参照)。
- (64) 『神社啓蒙』卷之四「一宮」(『神社編二 総記(中)』一九八頁)。
- (65) 有順の生没年は「今井桐軒」項(『国書人名辞典』第一卷、岩波書店、一九九三年、一八七頁、津田は「津田閑斎」項(同第三卷、一九九六年、三〇四頁)、丸山は「丸山活堂」項(同第四卷、一九九八年、四三二頁)を参照。以降、出典を明示していない生没年は原則『国書人名辞典』に拠った。
- (66) 『神道集成』解題(『神道大系 首編 神道集成』眞壁俊信校注、神道大系編纂会、一九八一年) 一一〇三七頁。
- (67) 『神道集成』三〇七頁。
- (68) 前掲註(4) 宮地直一「神道史序説」を参照。
- (69) 加藤隆久「坂内直頼」項(『神道史大辞典』四二三頁)。
- (70) 『本朝諸社一覽』第六「伊豆」(『神社編二 総記(中)』五〇五頁)。

- (71) 『雍州府志』三、神社門下(宇治郡)「三島神社」項(黒川道祐『新修 京都叢書 第三卷 近畿歴覽記／雍州府志』光彩社、一九六八年) 二五六頁。
- (72) 肥前島原松平文庫蔵『改曆雜事記』には、崇峻天皇二年の出来事として、三島神の出現および、東山・東海・北陸(道)を定めたことがみえる。同書は【国書データベース】<https://kokushonijiac.jp/biblio/100223812/18?ln=ja> (358-0277-002／一八コマ目)にて確認(閲覧日：二〇二四年十一月十六日)。
- (73) 「一宮巡詣記抜粹」(『神社編二 總記(中)』三五三～六一八頁)。
- (74) 「月讀神社名神大」「國片主神社」「高御祖神社」「天手長男神神社名神大」項ほか(『式内社調査報告 第二四卷 西海道』二八八～二九九、三一五～三二〇頁。山口麻太郎氏は壹岐島における式内社に関し、特に「天手長男神社」は「現在の式内名神大社天手長男神社の地が、延寶四年の式内社調査に査定を誤つたものであることは前記の通り。ここではその正しい社地を指示し考證しておく」とし、三喜の査定が後の藩主・松浦鎮信による石祠の整備や石額・木鏡の献納といった、平戸藩の神社崇敬に影響を及ぼし、論社を生じさせるに至った点を指摘される)。
- (75) 『勢州御領内末社考』(『神道大系 論説編七 伊勢神道(下)』西川順土校注、神道大系編纂会、一九八二年) 三四二～三四九頁。
- (76) 音羽悟「大宮司大中臣精長の時代と遷宮―近世前期の神宮における古儀復興の精神―」(『明治正徳記念学会紀要』復刊第五〇号、明治正徳記念学会、二〇一三年) 四六～六一頁。
- (77) 「延喜式傍注」(『神道書籍目録』上巻、加藤玄智編、臨川書店、一九七四年) 一九三頁。昭和十三年に同文館より刊行された『神道圖書目録』(明治正徳記念學會)の復刊。
- (78) 土岐昌訓「神名帳考証」項(『神道史大辞典』五六八頁)。

- (79) 「延喜式註釈書目録」(『延喜式註釈書の基礎的研究(課題番号…六〇五一〇一七三)』研究代表…厩尾俊哉、昭和61年度科学研究費補助金(一般研究C) 研究成果報告書、一九八七年) 一六〇二二頁。
- (80) 「諏訪上社社例記」「諏訪下社社例記」(『神道大系 神社編三十 諏訪』竹内秀雄校注、神道大系編纂会、一九八二年) 五九〇六八、六八〇七八頁。奥書より、延宝七年六月に松平山城守こと酒井忠勝に進上されたと判る。
- (81) 「熱田宮舊記」解題(『神道大系 神社編十九 熱田』小島鉦作・井後政晏校注、神道大系編纂会、一九九〇年) 二七〇三〇頁。
- (82) 「三島大社記」(『三島・箱根・伊豆山』三〇七頁。
- (83) 大村卓司「中西直方」項(『神道人名辞典』神社新報社、一九八六年) 二二〇頁。なお、項目中では直方が佐田村に仮居したのを「天保二年」とするが、同(一八三二)年は誤植と知れるため、十七年後に同地で歿したとする記載より、逆算して十七年前の元禄四(一六九二)年と想定した。
- (84) 萩原正夫『一時代の大山祇命ハ事代主ト異名同躰ナルノ考』(『三島・箱根・伊豆山』一六八・一六九頁。
- (85) 伊東祐綱著『伊豆志全』(戸羽山瀚編纂、伊豆郷土研究会、一九三五年)、『伊豆志』の成立年代を享保十二年とする説は、同書の「編纂者跋序」に拠った(八五〇八七頁)。
- (86) 『伊豆志全』十一頁。
- (87) 「並河五一」項(『三島市誌 中巻』第三章、三島市教育委員会編、三島市、一九五九年) 六八一〇六八七頁。
- (88) 「秋山富南」項(『三島市誌 中巻』六八七〇六九二頁。
- (89) 『秋山富南著 伊豆勝覽』(三島地域資料研究会史料集2)、『三島地域資料研究会、二〇一八年) 一〇一三頁。
- (90) 『増訂豆州志稿 伊豆七島志全』(秋山富南 原著、萩原正平・萩原正夫増訂、戸羽山瀚修訂編纂、長倉書店、

一九六七）三〇三～三〇九頁。本稿では、萩原正平・正夫父子による増訂は除く形で表記した。

(91) 『伊豆国学の草分け竹村茂雄』（『伊豆長岡町史』中巻、伊豆長岡町教育委員会、二〇〇〇年）四九八～五〇四頁。

(92) 伊豆に関わる地「志」には、既述の様に『伊豆志全』と『豆州志稿』があるが、引用された「志」の記事は『伊豆志』に確認できず、『豆州志稿』にみえるため、同書を指すと考えて問題ない。

(93) 「伊豆国式社考」（『神祇全書』第四輯、佐伯有義編纂校訂、皇典講究所、一九〇八年）二八七～二九〇頁。

(94) 『式内社調査報告 第十巻 東海道⁵』賀茂郡（式内社研究会、皇學館大學出版部、一九八一年）三～二四三頁。

(95) 「豆州式社考案」（『神祇全書』第四輯）二九一～三〇二頁。

(96) 『神名帳考』三巻上 夏下（『神道大系 古典註釈編七 延喜式神名帳註釈』岩本徳一校注、神道大系編纂会、一九八六年）二五二～二五四頁。

(97) 前掲註(16) 宮地直一「神社概説」を参照。

【付記】 本稿は、研究開発推進機構学術資料センターの考古学資料館部門および神道資料館部門において協働して

進めている、伊豆地域の神社・神祇信仰を対象とした研究事業の成果の一部である。